

1. 議事日程

〔令和7年第4回安芸高田市議会12月定例会第5日目〕

令和7年12月12日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第77号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）
日程第3 議案第78号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第4 議案第79号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第80号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第81号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第82号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第8 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	児玉 史則
11番	大下 正幸	12番	熊高 昌三
13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
15番	秋田 雅朝	16番	石飛 慶久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番 山本 数博 8番 新田 和明

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長 藤本 悦志 副市長 杉安 明彦

教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
総務部政策統括監	佐々木 満 朗	危 機 管 理 監	神 田 正 広
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	柳 川 知 昭	総 務 課 長	玉 井 郁 生
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	波 多 野 奈 美



午前10時00分 開議

- 石飛議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 石飛議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番山本議員、及び8番 新田議員を指名いたします。



日程第2 議案第77号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）

日程第3 議案第78号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第79号 令和7年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第80号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第81号 令和7年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第82号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

- 石飛議長 日程第2、議案第77号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件から日程第7、議案第82号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの6件を一括して議題といたします。
本案6件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

児玉予算決算常任委員長。

- 児玉予算決算常任委員長 おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告をいたします。
12月8日付で本委員会に付託のありました、議案第77号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」から議案第82号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」までの6件の審査結果について報告をいたします。

付託された議案について、12月9日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第77号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」は、既定の歳入歳出予算それぞれに3億1,023万2,000円を追加し、予算の総額を205億1,902万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、給与条例の改正等に伴う人件費、消防施設整備基

金の積立金、光ネットワーク管理運営費の支所移転に伴う工事請負費、障害児福祉費や生活保護費などの扶助費、体育施設等の改修に伴う工事請負費などの増額でした。

歳入の増減の主なものは、令和7年度の普通交付税の額の決定に伴う地方交付税の増額、令和6年度一般会計決算の余剰金の繰越金、財源調整に伴う財政調整基金繰入金の減額などでした。

審査における主な質疑は、生活路線確保対策事業費、お太助ワゴン運行業務委託料について、来年度の公共交通再編に向けた準備の内容を確認するもの、また、有害鳥獣対策事業費の増額や、担い手育成事業の補助金の増額について確認するものでした。

そのほか、特別会計、公営企業会計を含む各会計について審査をした結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第77号から議案82号までの6議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○石 飛 議 長

以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより本案6件に対する討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより、議案第77号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件から、議案第82号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの6件を、一括して起立により採決いたします。

本案6件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案6件は、委員長の報告とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長

起立多数であります。

よって、本案6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第8 一般質問

○石 飛 議 長

日程第8、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間に含まれません。

なお、一つの質問を終え、次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確に分かるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番、新田議員。

○新田議員

おはようございます。8番、新田和明でございます。

通告に基づき、大卒2点について質問いたします。

まず、最初の質問に入ります。

支所廃止と移転先施設の今後について。安芸高田市公共施設等総合管理計画に基づき、各支所庁舎は移転完了後に廃止され、インフラは譲渡又は解体される方針であります。譲渡方法や活用方法については、民間提案や地域団体との協議が今後の焦点となると考えます。利用停止予定は2030年から2033年にかけて進められます。2025年、今年2月の全員協議会における支所機能の見直しについての説明では、遅くとも2029年度までには方針決定すると説明、また報告を受けております。

今年10月29日には甲田文化センターミュージズにおいて、地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業実証事業開始セレモニーが開催され、自治体の事務事業と、よろず相談を、ほぼ市内全域の郵便局へ委託される全国初の実証事業がスタートしました。

そこで、今回の実証事業と支所庁舎の方向性について、市長の見解を伺います。

(1) 支所管理経費の現状について伺います。

現在の各支所庁舎の年間管理経費、いわゆる維持費・人件費・光熱費等々ですが、まずは幾らかかっているかを、ここで伺います。

また、市長の対話集会、美土里支所であった対話集会では、大まかには市長のほうから答弁があったと思うんですが、認識がずれていたら困るので、この辺はちょっと、もう一回、再度、詳細な説明を伺います。

○石飛議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

おはようございます。今日からと月曜日2日間の一般質問よろしくお願ひいたします。

まず、新田議員の質問にお答えいたします。

2024年度の決算では、1支所当たり管理経費は平均で約3,980万円となっております。その内訳ですけれども、人件費が約3,300万円、光熱水費や保守料などの維持管理費が約680万円となっております。

以上です。

○石飛議長

以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員

それでは、今の現状の経費と、移転後、どのくらいを見込んでいらっしゃるのか、その辺を詳細をお願いします。

○石飛議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

お答えをいたします。

現在、支所、文化センター及び図書館業務に平均10名の職員が従事しております。このうち支所で行う行政事務を郵便局で受託可能なものは全て委託を計画をしております。支所を含めた体制の見直しを進めるためです。さらに、文化センターに支所機能と文化センター機能を集約し、6人体制で新たに業務を進めようと考えております。

この見直しにより2024年度の人件費を基準に比較した場合、約1億3,000万円の削減効果を見込んでいるところです。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 分かりました。

1億3,000万円削減、これを何かで使える方法があるのではないかということでの市長の答弁だったと思います。

それでは、議員全員協議会において、支所移転、文化センターの組織の見直しとして、支所の全体の職員数を、先ほどの答弁の中に一部含まれると思うんですが、踏まえて、全体約50名から30名にするという説明があったと思うんですが、それも、再度、詳しく御説明いただけますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほどとちょっと重複するかと思いますが、現在10名で職員体制でやっておりますけれども、見直し後は集約をした関係で6人体制で業務を遂行しようと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 先ほど、市長のほうから答弁ありました。

1億3,000万円見直しのところをおっしゃったんですけども、実際、支所移転で見直しをされたこの1億3,000万円を、市長はどんなことに使いたいと、今、この現時点で思いでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

1億3,000万円削減を見込むということと、給食費も無償化が始まる予定で今ありますんで、それらを含めて、ある程度まとまった一般財源が余裕ができるんであろうという推測はしておりますけれども、この使い道については、今の時点で断言できる事業を今持ち合わせている状況ではありませんが、今度、第3次総合計画を推進してまいります。

その中でお約束をしている事業が幾つかありますので、そういったも

のへ重点的にやる、あるいは、基本的には持続可能な安芸高田市を守っていくために投資をしていきたいと思っておりますけども、いずれにしても、真に必要な取組を精査して、まさに選択し優先順位をつけ、限りある財源を集中することで、行政サービスの質を向上させるという思いで投資につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは、次に入ります。

(2) 移転後の効果と市民への影響について伺います。

①現時点において支所機能の移転により、行政サービスの効率化や財政効果はどのように見込まれているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今回の取組は現在支所が果たしている機能を損なうことなく、サービスレベルを落とすことなく、市民の皆さんの利便性を向上させるとともに、行政の効率化に寄与するものと捉えて進めております。行政サービスの効率化については、支所機能を文化センターへの移転により、現在の5つの支所、文化センター、図書館にそれぞれ配置されている職員数50名ですけども、先ほども申しましたように、将来的に1か所にまとめて事務を行うようになれば30名体制で対応が可能になると見込んでおります。

財政効果については、利用しなくなった支所の施設管理費用の縮減が可能になること、そして将来的に職員数を減らすことにより、経費の節減が想定されております。

利用しなくなった支所の施設管理費の縮減については、現状の実態も踏まえて検討を進めているため、いつから、どのくらいの財源効果が生まれるかということをお示しすることは現段階では困難な状況ですけども、職員数の削減による効果については、先ほど言いましたように、今回の取組を織り込んだ形で、職員定員の適正化計画を見直すように考えております。

また、見直しが完了した時点で、また別途、御説明のほうはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

②市民の利便性やアクセス面での影響について、どのような対応策を講じていくのかお考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

証明書等の発行に関する行政事務については、市内の郵便局に委託することにより、これまで5つの支所でサービス提供を行ってございましたけども、これが15か所の郵便局で行えるようになりますんで、これ市民の皆さんからすると近いところで行政事務が受けられるということでメリットだろうと思っております。

また、今後、ますます重要度が増す市民の皆さんからの相談への対応も、各支所に集落支援員を配置することで、よりきめ細かい対応が可能になると考えております。

一方で、支所機能が文化センターに移動することによって、地域によっては利便性が下がるというところも出てくるかもしれません。そういったことについては、今後、皆様の意見を聞かせていただきながら検討していくことになろうかと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは次に入ります。

先ほど一部説明されたと思いますが、(3) 廃止された支所の土地・建物の利活用の方針について、現時点での利活用や方向性など、市としてどのようなお考えなのか伺います。

①、譲渡・解体の判断基準について、まず伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

施設の譲渡・解体に関する判断については、各施設の状況に応じて個別に検討していくことになると思います。原則として、土地及び建物を現状のまま利活用するを希望する民間事業者等へ譲渡するというのを基本とはしております。

一方で、借り受けている土地の上に建っている場合は、土地の再利用を予定している場合、又は建物の老朽化が著しく譲渡に適さないと判断される場合は、建物自体を解体するという事も検討を対象とします。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 ②に入ります。

先ほどの中にも一部あったかと思うんですが、かなり施設も古くなっているんで一部壊れているところもあるのかなと思うんですが、②民間提案制度の活用や、地域団体との協議、企業誘致としての利用について、

もう一度詳しく御説明いただけますでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えをいたします。

廃止した支所庁舎の処分については、先ほど申しましたけれども、一般競争入札やプロポーザル方式による売却・解体に加えて、民間提案制度の導入、企業誘致の活用など、幅広い選択肢を視野に入れて、今後、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員

先ほどおっしゃった民間提案制度については、大枠2のところでもう一度詳しく伺っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に入ります。

支所庁舎移転先の、ここで市民ホールと書いてあるんですが、市民ホールを含めての、これ支所ということも含めてというか、文化センター含めてという意味合いで御理解ください。

支所庁舎移転先の市民ホールにおいて、利用者が快適に使用できる環境整備についてお考えを伺います。

①移転先となる市民ホールの施設修繕やエアコン等の設備更新について伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

このたびの支所の移転先は、先ほど言われたように文化ホールそのものへの移転ではなくて、各町の文化センターへの移転となります。

その前提で答弁させていただきますけども、文化センターについては、当面、次年度2026年度には八千代町フォルテの2階のホール、そして甲田ミュージズのエントランスの空調設備改修を予定をしております。

他の施設については、先に策定した個別施設計画の下、施設ごとに必要な機能を整理するとともに、施設の状況を改めて精査をし、市民の皆様が快適にサービスを利用できるよう、できるだけ財源負担が少ない形で必要なものは計画的に修繕を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員

市民文化センターとホールをちょっと分けるという意味合いで理解したんですけども、文化センター以外のこのホール、要は隣接するホールについて、かなり修繕が必要だということも、先ほど一部もう修繕の予

定が入っているということでは伺ったんですけども、先ほど1億3,000万見直して、今の現時点では差額が出るかなということだったんで、その辺をしっかりと使っていただいて、市民ホールの施設改修がまず必要ではないかと市民のほうからも伺っていますので、その辺について市長のお考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、支所機能を移転するということで、文化ホール、文化施設のニーズは高まると思います。そして、各町の賑わいの場所にもなると思いますんで、そういった意味では計画的に修繕をしていきたいというふうには思っております。

その財源に、先ほど浮いたといたしますか、削減したことで結果によって生まれる1億3,000万をどうかという御提案もですけども、ちなみに、今、高宮の田園パッツォの大ホールが空調が壊れております。それによって使用していただける期間が、空調の要らない秋の涼しい、春先の涼しいときだけというふうになってますけども、これを修繕すると現時点で1億ちょっとの修繕費がかかる見込みになっております。そして、これに、その浮いたお金をすぐ投入できるかということは、これは、また大きな課題もあると思いますので、そういった一番大きな事業は、多分、田園パッツォの大ホールの改修になるんだろうと思います。

それ以外については、随時、そういった財源を生み出しながら、利便性を高める中で、適宜、計画的に改善をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 先ほど市長からもありました田園パッツォは、この施設は垂直式音響反射板という特殊な音響に適した、そういったホールになっているということを十分認識していただいて、もう一回、ここは何か財源が充てるものがないかということで研究の余地があるんじゃないかと思うんですが、それもう一度、再度、市長、答弁をお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、田園パッツォの大ホールについての音響は、多分、市内では一番音響が良いホールだと思います。県北でも、県内でもかなりの音響のレベルを持っているホールというふうには私も認識しております。

そういった中で、ホールのそういった利用をできるようにしたいとい

う思いは持っていますんで、その中で財源とのやはり相談になりますんで、そこはどのようにすれば、今のような空調システムがいいんか、もうちょっと安価な空調システムあるんかも含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

②支所移転に伴う地域の変化に対し、市民が安心して公共サービスを受けられるよう、環境整備に向けた予算措置やスケジュールについて、以下の点について伺います。

全員協議会の説明では、28年度から文化センターの支所機能がスタートと伺っております。

(ア)支所移転により、これまで支所が設置されていた地域は不安や疑問の声も聞かれると想定します。理解と納得を得るため、具体的な住民説明会の開催について、どのように進めていくお考えなのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今回の取組について、具体的に丁寧な説明を市民の皆さんにする必要があるとは当然思っております。

まず、年内、来年の1月号の広報誌に支所文化センターの見直しに関する記事を載せる予定でおります。そして、市民の皆様にご直接説明する場合については、郵便局で、今、実証実験の成果を踏まえ、取りまとめた段階で、また議会のほうの報告が終了した後、対話集会という形で行うことを考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 補足説明、引き続き。

○藤 本 市 長 先ほど広報、1月号と言いましたけれども、来年の1月終わりに発行される広報誌ということで、2月号ということでお願いいたします。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁は終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 市民広報で案内されるということで理解いたしました。

例えば、今の郵便局、今回15局の郵便局に対して、早めに、ここで支所業務が可能ですという、そういったポスターなり、そういった広告なりを貼っていくとか、配っていくとか、郵便局自体へのアプローチがもしあれば伺えますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 おっしゃるとおり、完全に郵便局に実証実験が終わりまして、移行するとなると、こういったサービスが提供できるかという周知もありますし、現在でも郵便局によっては郵便局サイドの配慮でいろんな宣伝をしてもらっております。
- そういった意味で、市のほうもしっかりと皆さんに混乱がないように、丁寧な周知をしていくように、どのような形がいいか、ポスターがいいのか、手交する、手渡しするものがあるのかということも含めて考えていきたいというふうに思います。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 2026年度中には支所開設に向け、施設改修の設計計画を恐らく予定されていると思う、そういったことも説明を受けたと思うんですが、議会への予算関連等の状況報告はどのようにお考えでしょうか。
- 石飛議長 答弁を求めます  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。  
支所移転に伴う文化センターの施設改修にかかる設計にかかる費用は、2月の新年度予算へ計上する予定でおります。その設計を基に2027年度予算へ改修工事にかかる費用を計上したいと考えております。
- また、施設改修に係る状況報告につきましては、全体的な支所移転に係る報告を行う際に併せて報告をさせていただきたいと考えております。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 次の質問に入ります。  
(イ) 2023年9月に示された公共施設廃止スケジュールの見直しにおいて、支所庁舎は2030年から2033年支所機能移転後に廃止、その他基幹設備整理後、譲渡又は解体とされております。現時点ではこの計画のとおりで取り組むお考えなのか伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えをいたします。  
現在の公共施設の廃止スケジュールでは、庁舎の廃止年度を2030年度から2033年度としていますが、先に説明をいたしましたとおり、支所機能の見直しに基づき、支所機能の移転を2028年度に予定しております。
- このため、今年度の公共施設廃止スケジュールの見直しにおいて、支所庁舎の廃止年度を前倒しをして、2028年度に修正する方針でおります。
- なお、その後、その他設備等の整理を経て、譲渡又は解体するという工程については従来の計画どおり変更はございません。

したがいまして、支所機能の移転と庁舎廃止は計画に沿って進めていきたいと思っております。その際には関係団体に対して丁寧な説明を行い、十分に御理解と御了解をいただいた上で進めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは次の質問に入ります。

(5) 11月18日、また20日のマスコミ報道において、旧町役場支所の建物を全て廃止へと放送されました。支所庁舎の廃止は地域資源の縮小ではなく、再編成の好機として、市内外へ大きくアピールするチャンスでもあります。支所庁舎の廃止と今回郵便局の利活用推進事業が与える影響について、現時点でどのように捉えておられるのか見解を伺います

①利活用推進事業において、よろず相談受付業務では、テレビ電話システム等を通じた行政手続の支援が可能とされております。郵便局窓口において、郵便局職員が行政手続等の相談に、まず対応可能かどうか伺います。

郵便局職員に直接市民の方が、これ相談されることが実際あると思うんです。そういったときに対応していただきたいというのが本音なんですけども、現状報告では厳しいという認識を私は受け取ったので、その辺の詳細を少し説明いただけますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

テレビ報道では、何か支所切捨てのような、ちょっと冷たいテロップが流れたんで、市民の皆さんに大きな不安を与えたんじゃないかなということで、これは私も全然本位なことではなく、報道機関のほうにも訂正を求めたんですけど、訂正の放送を流すということは当然ないんで、これは今後の我々の丁寧な説明で皆さんに御理解をいただきたいというふうにはまず思っております。

その上で、行政手続よろず相談では、郵便局と市役所の窓口を様々なネットワークで接続を予定しております。申請手続、行政相談のサポートを委託をしている状況です。

郵便局社員の皆様に対応をお願いしている申請手続のサポートは、行政窓口の案内と接続のサポート、そして申請書等の印刷や手渡し、申請書等を預かるまでとしており、行政相談そのものはテレビ電話やお太助フォン等を通じて、市の職員が、直接、画面上でやり取りをするというふうに予定というか考えております。

このほか行政手続のためマイナンバーカードを利用したオンライン申請、具体的にはLINE申請やぴったりサービスのサポートを委託して

おりますけども、こちらの手続もサポートの部分をお願いしてと思います。

ただ、郵便局の職員さんによっては地域の方もいらっしゃいますんで、丁寧な対応でいただけるところもあるかと思いますが、そこは基本的に郵便局さんのほうでの判断でございまして、一応、うちのほうからのサービスとしては、先ほど申し上げたことを想定しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 地元密着の郵便局というのは私も理解しているし、親切な接客してくださっているということも私は実地体験でよく理解させていただいております。しかしながら、市長も今おっしゃった地元の職員もおれば市外の職員もいるということで、住民がそこら辺がやっぱり市外の方に相談して大丈夫なんかというところも受けたこともありますので、その辺は特に問題ないということで理解でいいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

結論から言うと、不安はないと思っております。

郵便局も今は民間ですけども、もともと公務員でありますし、先日もテレビでも申し上げましたけれども、心、魂は公ということで頑張っておられますんで、そういったところは、しっかりと連携できるという前提の上で、今回こういったサービスをお願いをしているところでありますし、総務省のほうも、それができるという判断で、今、郵便局の利活用を協力的に推進しておるといふふうに私は思っておりますんで、不安はないと考えております。

そして、郵便局の利活用推進事業なども、利用者のアンケートも何点か取らせていただいております。そういった中でも職員の方が大変親切でありがたかった、とても分かりやすく説明していただいたといった意見も伺っております。

今後も利用者の満足度向上に向けて、郵便局としっかりと連携をし、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

議員全員協議会の説明の中で、地域のよりどころ、この機能強化として、相談しやすい環境を文化センターへ統合し実現ということで説明されております。

そこで（ア）土日における相談者への支援体制について伺います。

説明では、週末に文化センターへの問合せについて、週明けの対応等を考えるとの答弁だったと理解しておりますが、再度、御説明いただけますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

支所機能を文化センターに統合する2028年度以降は、各支所においては土日であっても相談を受け付けることが可能になります。

ただし、本庁が閉庁日のため、先ほどありましたように、本庁に確認が必要な案件については保留という、そして別途回答させていただくというものも出てくるかと思えます。

御不便をおかけすることもあるとは思いますが、丁寧な対応に心がけるように徹底をしてまいりたいと思えます。

この取組を進めるに当たり、関係者の間で情報共有がますます重要になりますので、必要な対策も併せて講じていきたいというふうに思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 これ今現状の八千代支所も、これ大丈夫ということで理解していいですかね、土日。答弁をお願いします。

○石 飛 議 長 藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

八千代支所については、現在とちょっと形が変わるということで、今度新しくやる、土日預かるというパターンに変わってくると思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 週末に、家族で、例えば若い方がこちらになんか帰ってこられて、高齢の例えばおじいちゃんおばあちゃんとか連れて行ってあげたいとかいうことで、たまたま文化センターの支所に来庁され、そのときにここでは、今、週末なので対応できないということで週明けに対応しますと、そして、そのときに週明けに例えば若い方がもう連れてこれないという現状がもし出た場合は、この辺は、市長、もしお考えであれば伺いたいたんですが。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、土日せっきく来ていただいたのに、本庁とのやり取りができないということでお帰りいただくということが、多分、出てくると思えます。そういった場合の対応については、また来てくださいと

いうのも、これはまた行政の都合という部分がありますんで、こういった形でそこをフォローできるか検討していきたいと思います。

何か郵送でできるものがあるか、市役所の職員が逆に出向くことがあるかというものも含めて検討したいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 では、次の質問に入ります。

(イ) 相談対応の職員の育成についてお考えを伺います。

まず、ここでは職員について、どのような対応をされるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市の職員については、引き続き、安芸高田市人材育成基本計画等に基づいて市民とともに安芸高田市をつくり未来を拓く職員を目標に、人事管理や職場環境づくり、職員研修を行い、職員の能力育成に努めてまいりたいと思います。

そして、今回の新たに取り組むサービスの部分も新たな部分でございますんで、丁寧に研修をして、郵便局との意思疎通がしっかり図れる、そして、市民の皆さんに混乱を生じさせないように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは、郵便局の職員さんに対して、どのようにお考えでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 郵便局については、郵便局サイドのほうで社員の人材育成について取り組まれております。そういったものについては、もう郵便局は実績が全国でありますんで、そういった研修体系も整っております、研修資料もありますし、こういったことを研修するいうところも分かっておられますんで、そこはしっかりと郵便局主導の指導で研修でスキルアップをしてもらって、あとは個々の市役所との連携の部分になると思いますんで、そういったところは、適宜、取扱いがなかった場合には忘れる部分もありますので、時々はやってみるとかというようなことで連携をしっかりと図っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは、次の質問に入ります。大枠2に入ります。

学校関係施設の今後についてを伺ってまいります。

廃校となった学校施設は、地域の歴史と記憶が刻まれた大切な資産であり、単なる建物ではないと考えます。特に地域公民館が未設置の地域においては、学校体育館や運動場が地域の絆を育む場として機能してきた経緯があります。

一方で市としては、維持管理が厳しい状況にあり、今後は民間に譲渡や売却などされる予定であります。学校関連施設は、地域に根差した活動が継続できるよう、行政としての支援体制を明確にさせていただくことも、地域住民の安心につながるとも考えます。また、地域の声を丁寧に拾い上げ、政策展開に期待しているとお声も伺っております。

そこで以下の点について、市長の見解を伺います。

(1) 2019年3月の統廃合により役割を終えた旧郷野小学校は、木造校舎を存続させ後世へと引き継ぐとして、2024年12月より非営利活動の法人が地域の活性化に寄与することを目的として活動され、そのほかにも学校の利活用された団体もあります。今後、数年後には中学校統合における5校の対応策を講じていく必要もあります。

そこで、譲渡された学校関連施設に対する市の支援策の現状と、今後の展開について市長の見解を伺います。

①現在、民間に譲渡された学校関連施設に対する市の支援策の現状について、どのように捉えておられるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

2022年度に実施をいたしました閉校となった学校施設等の利活用に係る事業提案及び安芸高田市の民間提案募集に基づき、応募のあった利活用提案を審査、採択した結果、先ほどありました旧郷野小学校を含め、閉校となった学校2校を民間団体へ譲渡しております。

この郷野小学校については、しっかりといろんな活動をされて、むしろ活発になっている部分があるのかなというふうに私は認識をしておりますけれども、この提案の募集に当たっては、市の資金に依存せず、事業者自らが主体となり自律的に事業を展開していただくことを基本として募集をしております。そのため方針に沿った提案を採択し、譲渡を行っているというのが現状です。

したがいまして、現時点では譲渡された学校関連施設に対する支援策というのは特段には設けておりません。ただ、地元と連携をしっかりとくださいというようなことは、提案をいただいている中でのやり取りの中ではしっかりとお願いをさせていただいております。

今後も市は譲渡先団体による主体的な活動を尊重しつつ、地域の活性化、市民交流の場として発展することを期待しておりますし、地域での協議を丁寧に行いながら進めたいと思っております。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 譲渡後も市のほうがフォローということまでいかずにしても、きちんと見てるということで理解させていただいて、市の建物を譲渡するなど、民間団体が運営する場合、運営方針、例えば物件の再販等々について、現在の仕組みと今後のお考えについて伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 市のほうから譲渡する場合には、契約の中で、5年以内は再販、転売等を禁止するようにしております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 本市の企業誘致の支援には、企業立地奨励金として固定資産税相当額を3年間支援するなどの支援策があり、このたびのような譲渡等を受けた法人や団体に対してこのような対応策が取れないか、市長のお考えを伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
地域における税収ですとか雇用の確保など、法人団体が地域にとどまって事業を継続していただくことは重要なことだと思っております。民間提案などにより企業が学校関連施設などを利用される場合も、企業立地奨励金の対象となることが考えられますので、民間提案を検討されている方は担当課である商工観光課のほうに御相談をいただければ、適宜、アドバイスをさせていただきたいというふうに思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁は終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 相談に市に来ていただければということだったと思うんですが、その民間提案について、先ほど触れましたが、今後、民間提案が廃校となった学校や支所庁舎の利活用について、正式名称で安芸高田市民間提案制度を利用する方法について、この提案制度について、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 民間提案制度は、民間事業者の皆さんによる自由なアイデア、ノウハウの詰まった提案を募集する制度です。この制度の活用により、公共サービスの向上、効率化、財政負担の軽減を図ることは大変有効であると市としては考えております。

この審査に当たってなんですけれども、提案の独自性、効果性、公益性、実現性の4つの項目において審査を行っております。

公共サービスの向上、財政効果が期待できるか、地域への影響はどうか、資金計画など、提案を行う上で本当に実現性があるかというところを審査しております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 いろんな角度で客観的に見られてるということは、先ほど説明で大体理解ができたんですけども、例えば、この制度で採用されなかった応募団体、恐らくプライバシーの問題でほかは公開されていないというところもあるんだと思うんですけども、この応募団体に、直接、不採用の理由などを伝える必要がされてると思うんですけども、例えば、限られたこの資源というか、今、これから廃止されるのをどう活用しようかということもあるし、また限られた団体が恐らくPR書もしくはプレゼンして市の方向性を変えていきたいという思いで恐らくプレゼンされてると思うんで、何が原因でそこが採択されなかったかというところを、もう少し丁寧に、その企業に対して説明する責任があるのかなと思うんですけども、その辺の方向性についてお考えがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 本市のほうで民間提案制度について指針を定めております。

その指針においては、審査結果の通知、公表というところで、結果は結果のみをお伝えをすることとしています。採択、不採択という結果のみをお伝えすることとしております。

しかしながら、提案者自らが尋ねられた場合は、自己情報となりますので、お尋ねいただいた際には、お伝え可能な範囲において対応できるようにさせていただきたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは②に入ります。

譲渡を受けた法人や団体が経営不振などに陥った場合、市としてどのような対応をされているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市としては、当該法人団体の経営は基本的には自主的な責任において行われるというふうに認識をしておるところですけども、しかしながら、地域における税収、雇用の確保などから、経済的な波及効果は市にとって重要な要素と思います。そのため、法人団体が地域にとどまり、

事業継続していただくことが望ましいと思っておりますし、このような観点から、市として直接的な経営支援を行うということは困難ですが、地域経済や雇用への影響を十分勘案して、必要に応じて関係機関との情報共有、協議などを行い、可能な範囲でできることを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 譲渡したら終わりではないということも、大理解はしましたけども、再活用という、例えば、一旦譲渡して経営不振になりました、じゃあ、次、もう一回譲渡するとか、ああいったことを一つの仕組みとして取り入れたらどうかなということも考えてはみたんですが、国の政策としては今のところないということでは現時点では確認をしておりますが、市として、もし、今後、譲渡後の市民のサービスを守るために、一定の経過観察と再活用の仕組みを整える方向性について、市長の思いを最後聞いていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市としては、先ほども言いましたけども、譲渡後は原則として受け手によりますね、自立的な運営をお願いするという考えではおります。

しかしながら、市民生活への影響や不安等を配慮して、譲渡後に相談が寄せられた場合については、しっかりと必要に応じて助言や情報提供を行うなど、市民の安心につながる対策を講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 以上で、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、新田議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、換気のため11時5分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時53分 休憩

午前 11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

7番、山本議員。

○山 本 議 員 7番、山本数博です。よろしく申し上げます。

このたびの質問は3点ほど挙げさせてもらったんですが、これは私を含めて、過去、同僚議員も再三にわたって質問をしてきたものであります。なぜ、ここで質問させていただくかということ、前市長も含めてやってきとるんですけど、藤本市長にいたっては去年なられたばかりで、そこへ質問したようなこともあったり、2年目を迎えて質問されたようなことがあって、市全体の全貌が見えん部分もあったんじゃないかなというふうに思ったんです。

来年度からは真水の3年目を迎えられる、考え直してもらえんなら今じゃないかなと、こういう意味で再度質問させてもらうようなことで、挙げさせてもらっております。前に言ったじゃないかということになるかも分かりませんが、そういう思いがあつての質問であります。

それで、まず第1点目の協力隊員の採用についてですが、協力隊員の採用はもう十何年以上続くようなことがありますけど、ここ数年、協力隊の事業は何かというと疑念を抱くような事案がで続けております。

こういうような状態で、少し、この協力隊員の採用について考え直すことが必要ではないかということをおもっています。

とりわけ、委託事業によるサポート事業というのがありますが、これらは協力隊員の数が減れば、この事業にならんようになって、必ず協力隊員の委託の数がおらないと、この事業が成り立たんと、こういう仕組みになってるんです。

この制度を市が持つ以上は、業者の人が悪いんじゃない、その制度がある以上は、業者の人が、じゃあ、利用しようかと、こういうことになると思うんです。

そういう意味で無理やり協力隊員の数を増やすと、こういうような状況が見れるんじゃないかというふうに思っておりますので、これらは特に見直しが必要じゃないかと、こういう思いを持っております。

それと、とりわけ農業における後継者の採用が過去に見受けられないというふうに思うんです。あつたら失礼なんですけど、これらを含めて、採用についての質問を①から⑥までやっていきたいと、こういうように思います、よろしくお願ひします。

それで、①なんですが、採用について、どのような基準で採用職種を決めておられますかということで質問しとるんですけど、協力隊員の任務については、令和6年及び令和7年の総務省の推進要綱の改正で、地域力の維持・強化に直接資する活動であつて、公益性を有するものが打ち出されております。また、地域住民と連携・協働して地域のビジョンを描くことも要請されています。

ところが、令和3年度以降の採用された協力隊員の任務を見ますと、従前の仕事の持込み、行政事務の下請ではなかろうかというような事業、安芸高田市全体の課題として、地域課題ではなくて、しかも既に他団体が実施中のものなど、こういうものが取り入れられておりますけど、地

域力の維持・強化に直接資する活動であって公益を有するものとはちょっとかけ離れてるんじゃないかなというふうに思います。それで地域住民と連携・協働して地域のビジョンを描いた形跡も見受けられないように思います。

そこで、協力隊員の採用について、これまでどのような基準で採用職種を決めてこられたのか伺います。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対し答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長      山本議員の質問にお答えをいたします。  
地域おこし協力隊の採用、職種、ミッションについては特定の基準で定められたものがあるわけではなく、行政や地域が抱える多様な課題やニーズに応じてミッションを設定をしておるところです。

具体的な手順としては、まず市役所の各課に照会をかけ、各課が抱える課題やニーズを洗い出し、協力隊かつ協力隊の活用の意向調査を実施をします。これと並行して地域の事業者や団体のヒアリングを行い、協力隊を入れることで課題解決に向かいそうな事案を検討します。最終的にはこれらの調査等の結果から、ミッションに関係する課と協力隊員の受入れを進めるかどうかを協議・確認をした上で募集手続に入っております。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。  
山本議員。

○山 本 議 員      今の回答は、団体と協議とか、地域と協議とかいうようなことを積み重ねてミッションを持ち込んだと、こういうことを言われておるんですが、例えて言えば、市場に出ていない農作物を生かすプロジェクトというのを取り組まれておりますね。これはどういった団体と協議されたのか、その中で課題としてどういうことが出てきたのか、だから、市場に出ていない農作物を生かすプロジェクト、これをやるようになったんだと、こういう今の市長の答弁では、この例を挙げると、そういうルートを踏んできたように思うんです、ここらはどうなんですか。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長      今の農業の関係のことでいきますと、その具体的なミッション、どういうふうに考えたかというところていきますと、地域の農業者の皆さんに話をしていく中で、やっぱり、どうしても市場に出ていく野菜以外のものが捨てざるを得んものがたくさん出てるよねというふうな話を地域のほうで聞きました。それを利活用して、何か商品にすることで売れるというふうなことが事業化できないかなというこの、そこにニーズがあるんじゃないかというふうに考えまして、このようなミッションを組み立てたところてです。

要は地域の農業者の皆さんと、それから実際に産品が出るところとに話を聞く中で検討したということです。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 地域の農業者の皆さんと協議したというのは漠然としてるんだって。JAの農産物生産部会ですか、その辺らと協議して上げたのか、ここに自分らが歩きよって、こんなんがあったらええのういうて、ああ、そうですねとやられたんか、地域の課題は一部の人の意見で、これやっていこうやいう、そういうようにしか受け止めれんのですけど。組織的な課題を聞くいうたらJAの農産物生産販売協議会ですかね、そういうなのがありますよね、その辺から上がってきたことなんか、道端を歩きよったら話を聞いて、集団でやるというようなどこ行って話聞いて、それでいかいいうようなことでやられたのか、そこらがしっかりしとらんと思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 どなたに、どのように確認をしてというところまでの詳細はちょっと把握しかねるところもあるんですが、基本的には、やはり、いろんな農業者の方とのお話からというのが中心だと思います。

また、JAのほうにも当然話は伺っているというふうに捉えておまして、ただ、それが相手が、今、山本議員が言われた、そういう組織かどうかというところはちょっと分かりません。

ただ、関係されるところで使えない野菜というのがかなり出ているなというふうなことの把握をしたということです。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 どこから出た話かはちょっとよう分からんようなことで、今のよう表現的には、地域住民と連携・協働、課題を見つけてビジョンをつくってチャレンジするようなことを考えていくというふうに言われるんですが、もう美辞麗句であって、じゃあ、具体的に中身いうたら誰が言うたんですかいうたら、誰が言うたかいうようなことじゃおかしいんじゃないかいうふうに思うんです。

もう一つ、おかしいのうと思うのは、インスタグラムを活用した魅力発信プロジェクトというのがありますね。これは誰が、地域住民がどんなことを言うて、地域の課題として取り組まないけんというふうに思われたのか、この辺を決定過程の中で、もし、どういったところからこういうふうに進めてきたんじゃということがあれば教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 これについては、主には市の市役所の中でのニーズということになる

と思います。市役所のといいますか、市全体として課題を持っている情報発信のところが弱いねというふうなことで、これは市役所として感じることで、また住民の方や企業の方も感じておられることだろうと想像はしていますが、この話自体は市役所の中で必要性を感じてきたことということなんです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 要するに、これは地域の課題じゃなくて、市役所内部の課題、そして職員がやったらどうかなというふうに私は思う。この話があったときに、職員、情報発信する企画ですかね、そこの職員がそういうことを十分市役所の業務としてしっかり発信ができるようなことでやられたらどうかと、こういうふうに思ったんですが、やりますからいいですかいうのは当初予算の審議のときだけ、そこまで聞かなかったのは私のほうも悪いんですけど、どうも振り返ってみるのにおかしいんじゃないかなと、こういうふうに思うところであります。

今言うように、地域住民と連携して協働して、地域のビジョンを描いて、そのミッションをつくっていくということが課せられている。その辺が一部の人の話の中で、それをやっというやというふうなことで進められるんじゃないかというふうに思いまして、採用職種の決め方を問うていきました。

それでは、次の②のほうに移っていききたいと思います。

定住につながった例は何件中何件ありますかということをお聞きしてもろとるんですけど、先と同僚議員の質問で答弁はいただいたんですが、要綱に、協力隊制度は任期終了後、本市にとどまり定住することを目的にするんだというふうに書いてありますね。先と同僚議員の質問に対して、これまでの隊員中11名が定住していると回答をされました。

そこでお伺いしますが、令和3年度以降、任期が終了した協力隊員は4人おられます。協力隊員として関わった任務を生かして定住につながった例について、それぞれ具体的にお尋ねいたします。

まず第1に、中山間地域振興を図るプロジェクトを任務にした協力隊員さんは、3年間、具体的に何をされて、その任務の成果を生かして、どのような職に就いて今おられるんでしょうか。

○石 飛 議 長 山本議員、通告に沿った質問をしていただきたいんですが、その中山間地域の関わった隊員さんというのは、再質問のときにしていただいたらどうでしょうか、通告どおり質問を行ってください。

②のところ、何件中何件ありますかとお尋ねになってらっしゃいます。ここで一度区切ってください。

再度、お願いします。

○山 本 議 員 ちょっと質問を訂正します。

11名定住していると回答されていますが、定住につながった例は何件中何件ありますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

その前に、何か先ほどの前の一つ質問で、道端で聞いた話がどうのこうのいうのがありましたけども、道端の意見でも重要な意見は十分ありますんで、あんまり否定はされないほうがいいのかなという思いはいたしました。

あと、この件については、本市では現在までに20名の隊員が任期を満了しております。このうち6名については隊員時代に関わっていただいたミッションを生かして定住をしていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 6人の方がミッションを生かして、今、定住して、その職に就いて生活されとるというふうに答弁がありましたけど、先ほどちょっといきさしたんですけど、3年以降、4人の方は任期は終了されておりますよね。

それぞれ、本当に、そのミッションのほうをやられて、そのミッションどおりに生活の糧にして、その職に就かれとるんかなというのはちょっと疑問に思うんです。

4人の方についてお伺いしたいと思うんですが、まず第一に、中山間地域振興を図るプロジェクトへ就かれた方がおられますけど、3年間やられました。これは具体的に何をされたのか、その任務を生かして、今、その職を生かして地域に定住されて、どういうことを行われとるんかお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 この方のことについては私の地域におられるということで、私のほうから状況よく分かってますんで答えさせていただきます。

3年間のミッションを終えられ、その間、振興会の活動、あるいはいろんなことで我々と一緒に活動してまいりました。そういった中で、地域の課題とかいうのをまとめられ、プレゼンを地域の皆さんを集められて最終年にはされました。結婚もされて、地域のほうへ住んでいただき、お子さんも今育てていただいております。

そういった中で、当初のミッションの中に、中山間ということなので、農業の後継者の問題も大変大きなミッションであります。そういった中で、現在は川根の農地、荒廃地を、今までは自分の家で食べるぐらいだったんですけども、今年は大規模に拡大をしていただいて、何町という世界の耕作をしていただき、収穫をこの秋に迎えられております。

そういった中で、振興会の関わりもありますし、そういった農業の後継者としても、今、立派に地域のほうで活動をしていただいているというのが現状です。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 そういう形で定住されとるんなら、この効果というのはあったように思います。

あと、市場に出ていない農作物を生かすプロジェクトを任務にした隊員さんは、3年間、それやられたんだと思いますが、その後、農作物のものを引き続きやられとるんかというところが疑問に思うんですけど、そこらほどのようなことになっているのでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 この方につきましては、市場に出ていない農産物を生かすプロジェクトということで、任期中に梨の使えない、小ぶりなやつ、市場に梨として出せないものについて梨のサイダーを道の駅と共同でつくるなど、そういったことをやってこられてきました。

これをつくるに当たっては、高校生、吉田高校とも共同しながら、高校生の体験というふうなところもつないでくれた、非常に良い活動をしてもらったかなというふうに思っています。

現在は、自宅を改修して、そこで、地域産品、こだま梨サイダーも取り扱ってくれているんですが、自分が開発したもの、地域産品を取り扱うセレクトショップを経営しておられます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 それは難しかって職種をちょっと変えられたんかなというふうに聞けるんですけど、そこらのところが本当にそれでええんかのうというふうに思ったりもするんですが、次に、鹿肉を使った加工事業を任務にした協力隊さんがおられますね。これは、引き続き、そういうことに就かれとるのでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 すいません、ちょっと最後聞き取りにくかったんですが、これは地域の食材やジビエ肉を使った加工品づくりというミッションの方で合っていますか。

○山 本 議 員 はい。

○高下企画部長 この方については、その地域の食材、ジビエ肉を使って安芸高田市の特産的なものをつくれないかということで、いろいろと挑戦をされてき

た方です。

開発をしたものとして、よく道の駅でも見るものがあつたんですけども、ジビエカレー、ジビエ肉を入れたカレー、そういったものを提供、実際に開発をして出していたりというふうなことがあつた方です。

現在は湯治村のところにジビエ肉も取り扱う鉄板焼き屋ということで、今、開業をしていただいています、その仕事をされています。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 それでは、インスタグラムを活用した魅力発信プロジェクトの任務をされた協力隊員さんは、現在、これに就かれとるかどうかいふことで聞かせてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 この方については任期途中で退任をされています、現在は、10月だったですかね、9月か、10月か、そこで退任をされています。

退任された理由としましては、人生設計の中で、将来的にやっていきたい目標が新たにできたということで、それで、このミッションについて終えて、それで市役所のほうも辞められたというふうな状況になっています。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 それでは、いろいろ、その後の状況を聞かせてもらいまして、そうじやのういう状況で聞かせてもらいたいことにはならんとういうふうに今思いよるんですが、次の③の質問に移っていききたいというふうに思います。

現在、就任中の隊員で任務を終了後も、その職で、その職ですよ、その職で生活できる方は何人いますかという問いをさせてもらうんで、そこを教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

現在、活動している9名の隊員全員が、任務終了後も引き続き安芸高田市で生活をするという意向を持っていただいております。

ミッションに関係した分野で仕事をつくって自立していくのが理想ではありますけども、社会情勢、あるいは本人の人生設計等にも左右されるため、今の時点では何人がということは断定することはできません。何より大事なものは、ここで一大決心を持って移住をしてくれた彼らに寄り添い、任期中のミッションと、彼らの将来・進路をうまくすり合わせるために、しっかりコミュニケーションを取ることが必要だと考えてお

ります。

その過程で、ミッションに関係しない分野で、任期後の生活の糧を得るということになることもあるのではなかろうかと思っておりますが、引き続き、任務終了後も本市で生活する意向を持っていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今、市長の答弁を聞いたら、総務省の協力隊員の要綱に本当に沿うとるのかなと、来てもらって定住してもらえればええんじゃないかと、こういうふうにしかなんないのです。来てもらうのには、その町の地域の課題解決のために来てもらう、来てもらって、その後、協力隊員がちゃんと生活できるようにしていかないけん、これが要綱の中にあると思うんです。

来てもらって、頑張ってもらって、3年間ここで努力してもらって、他の職種についても生活できるように頑張れるように支援するんだ、それじゃあ、来てもらえればええいうような、要綱に沿ったような考え方を市が保証しとらんというふうにしかなんないのです。

それで、④に移っていきたいというふうには思うんです。

①②③を聞かせてもらって、ほんまにええんかいのういうようなところが見え隠れしてきとるんですけど、④で協力隊に対する支出費用は国の要綱に沿っていますかいうところがあるんです。そこはどうなんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

地域おこし協力隊に対する支出費用については、総務省が紹介ありましたように、総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱により適正に執行しております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 私が調べたところでは、令和5年度の協力隊サポート事業における活動費があるんですが、住居を持っているんじゃないかなという隊員に、住居手当が毎月2万円支払われています。

もう一つは、活動費は協力隊員の任務に必要な経費に支払いされているんですが、任期終了後の仕事を開始する準備のために支払いがなされたものがあるんです。

これらの支出は、総務省も活動費の対象にならんというような判断を回答してきとるんです。ここらはどのようにお考えなのか、市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 まず、1点目の住居を持つとる持家の人に対して住居手当というふうな形で出てるんじゃないかというふうなことについてです。これについては、恐らく活動助成金という形で出ているものじゃないかなと思います。活動助成金というのは、国の要綱でも報償費以外の活動に要する経費で支出が認められているもので、その内容については、活動の実態に応じて主として内容を決めて、要綱で整理をして、それで給付するということになってます。必要経費の例というのも国から示されてはおりますが、市としては要綱で整理をしておるものです。

その中では、居住に関わる費用について活動助成金というふうな形で入れております。

自宅を借家でその家賃を払っている人については当然負担があるでしょう、ただ、持家の方についても負担がそれ以上にあるはずですが、職員の場合は持家のところには住宅手当という形では出ませんが、協力隊員の場合、まず、そもそも、その支払う項目が住宅手当という形で出すわけではなくて、活動を助成するために出すというふうな、そういうくくりになっております。

その中に、住宅のところの負担というのが活動をしていく上で大きな負担になるだろうから支援をしようというふうな趣旨で活動助成金を組み立てておりますので、特にその職員と違う点としては、職員は長い間働いてというふうなことで、ある程度、自分の中で蓄えができて、それから持家というふうになるので、そこに住宅手当というのはふさわしくないと思うんですが、地域おこし協力隊の場合は3年という期間限定でやってまいります。そこに持家で来られる方というのは、多くは家族連れで来られて、少ないというか多くはない給料の中でそれを養っていきながらというところでは大きな負担があると考えますので、この考え方は、活動助成を、持家だから、借家だからというふうなことで分けるのではなく、同じ形でしっかりと支援をしたいというふうなことで、活動助成金は差をつけないことで市としては運用しております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
山本議員。

○山 本 議 員 何か出すほうを、市のほうで考えて、こじつけてやられるようにしか見えんですが、総務省にそのことは問い合わせされましたか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 具体的に持家の方も出してよいですかということについての問合せはしていません。

この制度運用に当たっては、国の要綱を参考にしながら、自治体とし

て、どのような制度が地域に合っているか、本人に合っているかということを組み立てて施行するようというふうになっております。ですので、考え方は、先ほど御説明したとおりです。

以上です。

○石 飛 議 長

山本議員。

○山 本 議 員

この件については、総務省に問い合わせしました。

その回答は、協力隊員が自己の住宅に居住している場合は住居手当の支給は認められないと、これは職員の住居を自己所有の場合、安芸高田市給与条例第15条第1項第1号の規定によって住居手当は支給されないというのがありますが、それに準拠せいと、これが総務省の考えです。

市の考えとして出したというのは本当にいいんですかというのが、私からいえばあるんです。この制度を利用、サポート事業ですか、これに関わった人なんですね。要するに、要綱を拡大解釈して、市が、こうにしろ、ああにしろとやったようなところは、今のこの点なんかで見受けられるんです。

ですから、サポート事業は見直したらどうかと、こういうふうに思うようになったのは、この辺も一つ引き金があるんだ。まだ、これ以上、引き続きやられるいうことになれば、ちょっと考えるべきじゃないかなというふうに思うんです。

4番については、そういうことで終わっていきたいというふうに思います。

それで、次の⑤に移っていきたいと思います。

農業後継者の養成として、協力隊制度を活用されますかいうところを質問していきたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

現状では、現在は農業後継者の育成について、地域おこし協力隊制度を活用してはいません。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員

先月、議員有志で、徳島県ではありますが、徳島県の上勝町、葉っぱビジネス、それと同じく海陽町の阿佐海岸鉄道というのを調査研究に行っていました。

両町、後継者の問題、それと運営の問題、そういうところでは言われたのが、ここ2年ぐらい前ですか、本年も含めて、協力隊員を来てもらって、それで、この職種に就いてもらって、それを3年間勉強してもらって、その職に就いてもらおうということで協力隊員を養成するんじゃないかと、こういうことを言われました。

上勝町は葉っぱビジネスですよ、もう高齢化になって、全国的に募集

をかけて来てもらおうかなと、それまでは農林水産省の2年間の行事でやりよったんじゃないかと、こういう話だったんですが、協力隊員へ移行するという考えでした。

同じく海陽町は阿佐海岸鉄道の運転手なんですけど、鉄道免許と車の免許と両方持つとらなきゃいけない。車の免許を持つとるんだが、鉄道免許持つとらん、バス兼電車の車の運転手もなかなか見つからんと、うちで養成しようと、こういうことなんです。

要するに、ゴールはそこに就いてもらおうという考え方で協力隊員を募集しよると。うちの場合は、何かミッションがあって、これが形になる、じゃあ、やろうじゃないかと、来てみたら、その職はもう踏襲せずに、違う方法で生活の糧を探しよると、こういうような実態なんです。

うちの町は農業の後継者が、小規模の農家にとっても大変厳しいです、大規模農家へ集中しよるんです。小規模農家をどうするんかということがあるんで、この辺も含めて、生産性の問題がありますよ、その辺も含めて、農業の課題というものを、本気、協力隊に来てもらってやっていく、甲田町にとっては、梨の栽培というのが県内でも有名な名産地になったんですが、後継者がおらんということで、ほとんど、今、辞められとる。

今現在も、その後継者という問題を抱えておられる。まだ指導ができる範囲の中で、協力隊員に来てもらって、そこに就いてもらって、技術指導を3年間受けて、あと引き継いでやってもらうようなことをすべきじゃないかと思うんです。

今、考えとらんと市長が言われたんですけど、来年3年目の新たな市政を担う意味で、しっかり方向変換をして、やれる気はないか、再度、お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどの答弁は考えておらんじゃなくて、現在はいないということなんで、すいませんがお願いします。

それで農業従事者の減少や高齢化で荒廃地が進むとか、新たな担い手の確保が重要というのは私も認識をしております。そういった意味で、先ほど紹介いただいた先進地の事例等、全国にはいろんな成功事例もあるように伺っておりますんで、ただ間違えると、市のほうが給料を負担した協力隊員が労働力を補うだけで終わる可能性も十分あるんで、そこは、そういった方向にならないように、しっかりと真の後継者として自立できるような成功事例を参考にしながら取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 考え直すような意見も今言うてもろたんで、残り、市長、真水の市政

運営は、来年、再来年しかありませんので、ここはしっかり方向変換をして指示を出して、地域の課題に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移っていききたいと思います。堆肥補助金の復活について。

○石 飛 議 長

山本議員に申し上げます。6番はよろしいですか。

○山 本 議 員

6番、割愛します。

○石 飛 議 長

先ほどの答弁でよろしいですか。

引き続き、じゃあ、そのように取消しと、次へ進むということで、続けてやってください。

○山 本 議 員

協力隊員採用、6番の件は発言時間も迫ってるんで、今の市長の考えを聞いた中では、実態も分かってもろたというふうに思いますんで、6番は割愛します。

じゃあ、2番の堆肥補助金の復活について質問をしていききたいと思います。

これは私を取り巻く農業をしよる人たちが、復活してもらってくれと、もう銭が要ってかなわんのじゃと、それで堆肥をまけば随分効果があるんじゃと、なぜ補助金をカットしたのか、もう一回復活してくれという使用者側の意見がありました。

この間からそれが気になっておりますんで、9月の決算委員会のときに、堆肥センターの生産性はどうなのかと、前より出荷が減ったんじゃないかと、こういうような質問をしました。そしたら、その影響はありますと、こういうのが答弁だったんです。

本来の目的は畜産農家の応援をするんじゃと、そういう意味で、堆肥センターができて、堆肥の処分ができるようになって、その処分かどうするかというんで、米の生産者、農業生産者に、じゃあ、買うてもらうのを助成して、循環をするような方向を市として畜産の振興と農業生産の振興を合わせてやろうと、一兎も二兎も追うような内容で、すばらしい事業として進めてきたんだ、これを何でやめるんか、そこんところを聞かせていただきたいんですが。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

資源循環型農業推進実践事業としては2023年度に廃止となっております。この理由については、財政見直しによりの審議の中で廃止となったということだけは伺っております。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員

それでは、財政的にも大変なんじゃと言って、前回、市長自ら言われとるんですよ。

今度、物価高騰対策の交付金が出るようになっていて、おこめ券は要らんですからね、物価高騰対策のほうで、農業生産者、畜産の振興、全てにやることによって農業関係の推進になると思う。ここらのところの利用というのは、お考えがないかをお伺いいたします。

1番はもう終わりました、2番でよろしくをお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在、御紹介いただいたように、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付が見込まれております。今、財政課と担当課に堆肥の補助金に利用するように検討を指示をしております。

そして、地域資源を循環させる仕組みづくりからも堆肥助成は必要と考えております。この臨時交付金に頼らず補助金交付ができる形についても併せて検討するように指示をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今晩はゆっくり寝られそうな回答をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、2番は終わりたいと思います。

3番、火災情報のお太助フォンによる放送について。

お太助けフォンの機械も来年の4月から変わるという、そういうような状況にあるんですけど、①②③でいろいろと書いとるんですけど、もう一括して、時間もないんで、お太助フォンで緊急放送はできんかと。来年、機械が変わっても、お太助フォンで緊急放送で、火災ですよ、火災の緊急放送ができんかいうところを単刀直入にお伺いします。

○石 飛 議 長 暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 会議を再開いたします。

山本議員。

○山 本 議 員 今、火災情報のお太助フォンによる放送を一括してと言ったんですが、①取りやめた理由を再度伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

2023年度に消防指令センターの更新に伴い、お太助フォンと消防指令システムの接続が技術的に不可能、保守業者の撤退等により放送ができ

なくなった理由で止めております。

2026年度から順次整備される新お太助フォンは消防指令システムと連携できますので、新年度予算に計上を指示しているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 ということは、来年、その設備が整ったら火災放送は一斉放送でやると、こういう方向で進められるということで理解してもいいですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどの繰り返しになりますけども、お太助フォンと消防指令システムの技術的に接続ができなかったことが原因ですので、これが接続できるということになります。よって、現在放送を止めている消防車出動情報を放送するように指示を出しております。

現在は大字までの情報提供ですけども、これを小字まで、行政区まで提供できるように重ねて指示をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 いろいろ市民の方から、どうなっとるんかと、とにかくやってもろてくれよと、こういう意見がそこそこ来ったんです。

これで、また、さらに今晚安心して寝られるようになったと思います。

以上で、私の質問を終わっていきたくと思います。

○石 飛 議 長 山本議員に2番3番は取り消しますということをつけ加えていただいて、一般質問を終えていただきたいと思います。

○山 本 議 員 どうも失礼しました。

じゃあ、2番、3番は、先ほどの回答で思いが成就したんで、2番、3番は終わっていきたくと、こういうように思います、どうも失礼しました。

○石 飛 議 長 答弁を許します。

藤本市長。

○藤 本 市 長 従来は、試験放送というのを流してました、これについては流しません。もう、今、従前でもう流れてますんで、それと音声についてはボリュームで各自調整してもらって、必要ないという方は消すにする、必要な方は聞くようにしてもらえば聞けますんで、その辺の御理解もよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 これで私の質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、山本議員の質問を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~  
午前11時56分 休憩
午後 1時00分 再開
~~~~~○~~~~~

- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて、通告がありますので発言を許します。  
13番、宍戸議員。
- 宍 戸 議 員 13番、宍戸邦夫でございます。今回は2項目にわたりまして質問をいたします。  
まず1項目、自治基本条例についてでございます。  
これは私が何回も質問をさせていただいておるところでございますが、なかなか市長の考えもいろいろおありになるというふうにも思います。  
また、これは法的な根拠があるわけではありませんので、自主的な姿勢を示すかどうかというところになる質問でございます。  
安芸高田市においては、令和7年第3回、つまり、今年の9月定例議会において、市が目指す20年後の将来像として位置づけた第3次安芸高田市総合計画基本構想を策定しました。これから、この基本構想に基づく具体的な取組を進める上での指針となる総合計画、基本計画等を策定し、総合的・計画的な行政を推進することとなります。その推進に当たっては、市民と行政の協働を進めるということが本当に意義のあるまちづくりになると思います。  
そのためにも、自治の主体である市民や議会・市長（執行機関）それぞれの果たすべき役割と責務、自治体運営の原則などを体系的に定め、それらを制度的に担保する自治基本条例を制定することが、市民一人一人にとって分かりやすい協働によるまちづくりになるのではないかと私は考えますが、市長はどのようにお考えですか、お聞きいたします。
- 石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 ただいまの宍戸議員の質問にお答えいたします。  
以前から、何回か御質問いただいておりますけども、自治基本条例については全国で約400の自治体が制定していると聞いております。そして、広島県においても、神石高原町、北広島町、三次市、庄原市の4市町が制定をしておられるように伺っております。  
この条例を制定した他の市町の例も参考にしながら、今、この条例を制定したことによって、どのような効果が出ているかというようなことも含めて、情報を取りながら必要性を判断していきたいというふうに考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
宍戸議員。

- 宍戸議員　　そこで確認ですが、これは制定をされるための検討、議論をするということですか、再度お聞きいたします。
- 石飛議長　　答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長　　この制定をした市町の例を参考にしながら、制定する、しないも含めて、判断をしていきたいというふうに思っております。
- 石飛議長　　以上で答弁を終わります。  
宍戸議員。
- 宍戸議員　　先ほど質問に入るまでに、私、申し上げましたけれども、これは自主的な問題でございます。私は、何回もこれ、今回で6回ぐらいになるんじゃないかというふうに思うんです。歴代の市長さんにいろいろ申し上げてきたんですけど、なかなかできない事情、これつくるといふのは、そう難しいことではないというふうに思うんです。  
私も質問する限り、私なりの条例案といいますか、試しにつくっております。これはそう難しいというわけじゃなくて、この基本条例というのはどういう条例かというのは、先ほど申しましたけれど、まず私が案として持って試案、試しにつくった案ですけど、これは自治の基本理念、また自治の基本原則、そして自治の担い手、その中でも市民、市議会、市長、市の執行機関のそれぞれの責務とか役割、また、市民の権利、こういう自治の担い手に対する責務、それから、国や県など他の自治体との連携、それから住民投票、それから市政運営の原則、その他、こういうものを、具体的に検討してつくっていくということでございます。  
市長は対話を重視された市政運営を進めておられます。今回、総合計画も立てられるというふうになっておりますが、この市民としてどういう関わりを持つのかというのが具体的に見えないと協力するという協働にはならんというふうに思うんです。  
ですから、私は、もう、この20年先を見据えた基本構想をつくっておりますし、安芸高田市の存在というものが、また市民の主権、市民主権のまちづくりをどういうふうにしていくのかというふうなことをいろいろ考えてみますと、私は安芸高田市にとって、大変、大事な条例だと思いますし、また、今、最高のつくるべき大事な時期ではないかと、こういうふうに思うんです。  
そこから、つくる、つくらないというのも、それは市長のお考えですから、これは仕方ないと思いますけれども、できるだけ、私は市民の皆さんの協力を得るためにも、今、安芸高田市第3次の基本計画を策定するに当たって、児童・生徒の皆さんが基本理念として掲げておる、百万一心、未来へつなぐ安芸高田市というふうなことも掲げられていますが、そういうことも考えながら一致協力したまちづくりを進めるということで、心を一つにするためには、この条例があったほうが良いと、こういうふうに私は思います。

再度、市長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

宍戸議員の、この条例に対する熱い思いというのはくみ取らせていただきました。

それも含めて、と言いながらも、今、県内23市町ありますけども、その中で4の自治体しか、市町しか制定してないということが、また逆に何かあるのかという思いもしますんで、その辺も含めてと、宍戸議員の思いも合わせながら少し考えていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これ以上、深く追及しても、もう市長のお考えですけれども、私はそういう思いでおります。できるだけ策定するための、制定するための討論、検討、議論を早急にしていただければという期待を持ってこの質問を終わります。

次の質問に移ります。

2つ目ですが、公共施設等への障がい者用（多目的）トイレ設置についてでございます。

この質問も、2019年、令和元年第3回ですが、9月議会において質問をいたしました。そのときの市長答弁では、要旨であります。市長は、公共施設への障がい者用トイレの設置は必要と考えており、障がい者の方の利用頻度や、要望の動向を調査しながら、関係施設のバリアフリー化と合わせて検討したいと。また、教育長の答弁では、各社会教育施設は全て多目的トイレを設置しているが、社会体育で利用されている学校の体育館には整備できていない体育館もあるのが現状で、今後、整備に向けてできるだけ早く実現できるように検討したいという答弁でございました。

そこで次の質問をいたします。まず（1）番ですけれども、その後の設置状況をお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

以前の御質問以降、新たに設置をしました多目的トイレについては、道の駅三矢の里あきたかたの整備の際に設置をいたしております。これ以外の学校関係施設を除く公共施設においては、老朽化した既存の多目的トイレを改修した例はございますけれども、新たに多目的トイレを新設したものはありません。

多目的トイレの設置には、建物の長寿命化への大規模改修工事などを機会に、あわせて利用頻度や設置要望、スペースの有無などを踏まえて、

総合的に検討を行って考えていきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

補足説明ですか。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 社会体育施設についても、御質問されていると思いますので、社会体育施設のほうの状況について説明をさせていただきます。

社会体育で利用されている学校の体育館における多目的トイレの設置状況は、閉校校を含めると、15校中10校が設置済みということでございます。

令和元年以降、新たに3つの小学校の体育館について工事を実施しております。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 それでは、体育館等については、もう、それで全部完了するという状況ですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 15校中10校が設置済みということなんですけども、そのほかの部分につきましては、スペース上の問題であるとか、物理的に設置が難しいということもございますので、一応、今のところ、次の整備の予定というのは持っていない状況でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 なかなか場所によってはできにくいというところもあるとは思いますが、障がい者用トイレ、多目的トイレ、そういうものは、これから、どうしても、もう社会通念上、常識のような状況と私は思います。

ですから、予算のこともありますが、やはり、障がい者の皆さんとか、高齢化が進む中で、高齢者の皆さんのトイレ使用というのは、これ生理現象ですから、必ず必要なものでございますので、ぜひ、できるように最大限の努力をしていただきたいと思いますということを希望しておきます。

2つ目(2)番ですけれども、設置されている、また設置をされようとしているトイレは全てウォシュレット対応ですか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

多目的トイレの設置については、いわゆるウォシュレット、これも私も今回初めて知ったんですが、ウォシュレットというのは商品名であって、正式には温水洗浄機便座というらしいんですけど、ウォシュレットいったらTOTOさんの商品名みたいで、私ども簡単に、ウォシュレ

ト、ウォシュレットって言うんですけど、そういうものみたいです。

いわゆるウォシュレットなど呼ばれる温水洗浄便座について、全て整備を行っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 体育施設の場合でございますけども、今の温水洗浄便座の設置状況は多目的トイレのある10校のうち7校に設置をされている状況でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 教育長にお聞きします。

残りはどうされますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 残りですけども、多目的トイレに洗浄機能がない学校につきましては2校ほどございます。もう1校は廃校になった学校の体育館ということになります。

まず、現時点で、その機能をつけるという計画はございませんでしたけども、後付けが可能ということもございますので、これは利用実態に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これも先ほど申しましたように、障がい者の皆さん、そして、ある程度、高齢になりますと体の不自由な方もいらっしゃいます。できるだけというか、ウォシュレット、これを設置するように、ぜひ、もうできるだけ早く設置できるような対応を希望いたします。

(3) 番に移ります。

高齢化も進む中で、各地域振興会など地元所有の集会施設への設置希望がある場合、補助制度制定のお考えはありますか、ありますか、お聞きいたします、市長ですね。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在、地元の所有の集会施設における多目的トイレの設置については、現在、地域小規模集会所施設整備費補助金を設けております。

この補助金は地域集会所の改修工事等に要する費用が30万円以上の場合、その50%を補助するというものです。障がい者の方の利用可能な多目的トイレの設置についても、同補助制度の対象となりますので御活用いただきたいと思います。

地域の皆様が安心して引き続き集会所を御利用いただけるように、引き続き支援に努めていきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これも先ほど申しましたが、障がい者の皆さん方の使い便利のいいように、高齢化も進んでおりますし、また集会施設というのは、それぞれいろいろな方が使用されますし、また集まっても、そういった機能のあるトイレが、ウォシュレット付きのトイレというものも含めてですが、大事なものですよ。例えば、避難箇所に指定されている施設もありましょうし、そういうところにとっても、これ、もう今の世の中常識のような感じです。広島、都会へ出ても、どういうトイレへ行っても、ほとんど、そういう施設整備が完備されているというふうに思っております。

安芸高田市も、多くの市民以外の方から、観光なり、いろいろな形で訪れていただけるまちにするためにも、やはり、これが一番大きな、私、課題ではないかと、こういうふうに思っているんです。

まだまだ学校施設においても、ちょっと言葉が思い出せませんが、ウォシュレットと言いますが、小学校においても、そういう状況にないものもあるように聞いておりますし、また、各公共施設においても、そういうふうな施設がないというのもあります、とにかく各集会施設における地元管理の施設についても、先ほど市長の答弁の中では補助制度はあるので、30万を超える設備ですよね、そういうこともあります、30万と言わず、ある程度希望がある場合には補助制度の制定という、新たに限度額を設けないといえますか、むしろ私は全額補助してもいいんじゃないかというくらい思っています。

そこの点について、市長のこれからの取組姿勢について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 いろいろ多様化する中で、多目的トイレの必要性、重要性というのは私も重々分かっておりますので、現在の補助金が30万円以上の場合という、逆に30万以上ウォシュレットにするのにかかるかという、便座を変えるだけであつたらかからないこともあると思えますので、この辺の運営の仕方が、30万以上が今に合ってるかどうかは、もう一回、この状況を検証しながら、下げるなら下げるような形で、限度額を設けないというのはちょっと難しいかなと思えますけども、そういった少額の分もフォローできるような形には考えていきたいなというふうに思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

- 宍戸議員 市長のお考えをお聞きしました。  
これも、まだまだ市民の皆さん十分周知してないところ、周知はされておるかもしれませんが、まだしっかりこのことが理解されていない市民の皆さんもおられると思います。  
この点についても、市広報なり、いろいろな周知徹底を希望いたしますので、私の一般質問を終わります。  
以上です。
- 石飛議長 以上で、宍戸議員の質問を終わります。  
続いて、通告がありますので発言を許します。  
3番、熊高慎二議員。
- 熊高慎二議員 3番、熊高慎二です。  
それでは質問通告に基づきまして、大卒4点順番に伺ってまいりますので、よろしく願いをいたします。  
それでは、まず1点目、大阪・関西万博での神楽公演の成果と今後について伺いをいたします。  
2025年日本国際博覧会、大阪・関西万博が開催され、関連イベントやローカルジャパン展では吉田高等学校の神楽部や安芸高田神楽協議会が参加され盛大に開催をされました。出演団体をはじめとする関係者の皆様には改めて感謝を申し上げます。  
さらに、この万博公園では、徳島市の阿波おどりと史上初のコラボレーションも行われ日本だけでなく世界への発信として大成功だったと感じております。この取組を今後どう生かしていくのか伺ってまいります。  
(1) 大阪・関西万博での市の取組についての成果について伺いをいたします。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 先ほどの熊高慎二議員の御質問にお答えをいたします。  
10月13日に閉幕をいたしました2025大阪・関西万博ですけれども、この期間中、関連イベントを含め4公演を行ったところです。  
この万博での成果としましては、吉田高校神楽部の講演機会の創出、次世代を担う若者たちが伝統芸能、神楽に対しての保存・継承の意欲につながったこと、さらには徳島市の阿波おどりととの協奏をテーマとした合同演舞では、来場者や博覧会協会から高い評価をいただいたところです。  
徳島市との合同演舞は10月13日の最終日、EXPOアリーナで行われましたファイナルイベントに招聘をいただき、大きな成果につながったと感じております。関係機関、また出演いただいた安芸高田神楽協議会の皆様には、この場をお借りしまして感謝の意を申し上げさせていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 私も、阿波おどりのコラボのあった万博公演初日に会場で見させていただきましたけども、立ち見の方も、二重三重と列となって、会場が熱気に包まれて大変興奮したのを今でも覚えております。

この神楽公演について、今後どう考えていくかということで、(2)番、県外での神楽公演を今後どのように続けていくのか方針をお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

今後の県外公演についてですけども、市主催の公演は大都市圏を中心にプロモーションを継続的に行いたいという考えではおります。

先般、開催しました、ひろしま神楽関西公演ですけども、御承知いただいておりますとおり、芸北3市町での共演、また三原市を含めた4市町でのふるさと物産展等、地域を越えてプロモーションの取組を行ったところです。

神楽の認知度向上を目指すのはもちろんですけども、後継者の育成、団員の意欲高揚など、安芸高田神楽の保存・継承に必要である取組と考えております。

今後の展開ですが、ふるさと応援の会の関東地区から東京公演の開催の希望も聞いております。また関西万博で合同演舞を行った徳島市との合同公演の話も受けております。また佐賀県では安芸高田神楽を伝承されており、佐賀神楽と安芸高田神楽の合同での九州公演も考えられるのではないかなと思っております。

いずれにしても、安芸高田市、安芸高田神楽の知名度向上、また誘客の取組につながる様々な観点から協議・検討し、推進をしていく必要があると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 後継者の育成とか、文化の保存、大変重要だと思っております。

最近では御紹介もありましたけども、佐賀県とか、関西公演もありました。ここでは、関東公演についてどう思っておりますかという続きを用意しとったんですけども、御答弁いただきましたので、前向きにぜひ検討していただければと思います。

各公演それぞれ、関係者の皆様のおかげで成功裏に終わっていると思いますが、その成功を、今度、市内へどのように生かしていくかが大切だと思っております。

そこで(3)に行きます。

今後どのように本市への活性化につなげていくのか、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

関西公演については2022年度から開催をしております。大都市圏でのプロモーションというのは、あくまで目標は誘客であります。外に出て行って神楽を公演するだけが目的ではございませんので、いよいよ、その誘客への力を入れていかななくてはいけないなというふうに、この1年間、見させてもらって感じているところです。

その一つとして、インバウンドも、その活性化の一つと捉えております。特に欧米圏の方に評価を得ているというデータと申しますか話もありますので、広島市内からの2次交通の面など、まだまだ様々な多くの課題はありますけども、ツアーの造成、あるいは周遊性の向上などを目指す取組を図っていきたいというふうに考えております。

また併せて交流人口の増加の推進にもなると思っております。市内で開催される神楽公演、定期公演、さらに地元での奉納神楽など、市内外から、さらには県外から多くの方がお越しいただき、神楽を通じて安芸高田市を感じていただければと思っております。

幸い安芸高田市には22の神楽団があり、神楽団の中では安芸高田市外の方も神楽団に所属をし、地域との交流や伝統芸能の継承に努めていただいております。

このことは、関係人口、ひいては定住人口にもつながっている面もあると思っておりますので、引き続き推進のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 私も御答弁のとおりだと思っております。

安芸高田市へ神楽を見に来ていただく、神楽を体験してもらうなど、活性化に向けての環境づくり、これから大切になってくるんだろうと思っております。この点については、同僚議員が神楽による観光振興について質問されますので、詳細はお任せをしたいと思いますけれども、いずれにしても、本市にとって神楽は観光施策にとって今後も欠かせません。

また観光振興については、宿泊税交付金等の議論も今後始まってくると思っております。広島県ともしっかり連携をした取組必要になってくると思っておりますので、次の質問に移ります。

2点目です。広島県との連携についてお伺いをいたします。

広島県との連携は、本市の行政運営にとって大変重要だと思います。16年ぶりに新しい県知事が誕生しましたが、今後も連携強化が不可欠だと考えております。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

(1) 番、今後の連携についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

新しく横田知事が就任され、湯崎知事の政策も継承されながら、また新たな中山間地域への取組も強化していくという心強いお言葉をいただいておりますので、本市としても心強く思っております。

よって、引き続き、広島県との連携は本市の行政運営はもとより、広域的な課題の解決に向けて、重要であると認識をしております。

今後の連携についても、より一層強化を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員

御答弁いただきましたとおり、横田知事は、中山間地域の課題解決について、また、農林水産省出身ということで、農林水産業の課題にも取り組むというような表明をされておりました。

引き続き連携を強化する必要性を感じられているという御答弁でしたけども、今、一番広島県への要望したいとか、連携をしたいというようなところがあれば、ぜひ、市長のほうからお伺いをしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

広島県に対して連携したいことは数々あります。

一つは、やはり、今、多治比川の改修の部分が大きめを迎えておりますけども、これも早期に完了していただくことにより、次の災害に備えることもできると思います。

そして観光分野でも、やはり、誘客、二次交通のアクセス、あるいは宿泊税の関係等も含めて、やっぱり県の力をお借りしなくてはいけない課題も多くありますので、そういったところを一つ一つ担当部と、この新しい体制になったのを機に、より一層ブラッシュアップしながら、その辺を連携をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高慎二議員

また、これを機にぜひ前へ進めていただきたいと思いますけども、そのきっかけとして、(2) 番にいきます。

広島県と本市職員の人事交流をし、さらなる連携を図る考えについて

お伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

広島県との連携の一つの具体的なものとして人事交流というのがあるんだと思います。現在、広島県に対し、県及び市町の職員の総合派遣要綱及び専門人材に係る広島県職員派遣要綱に基づき、2026年度からの人事交流を希望することを広島県のほうへ伝えていているところです。そして調整を行っているところです。

広島県と安芸高田市の人事交流は、広島県との連携を一層強化するのみならず、職員の能力開発と組織の活性化を図る上で極めて有効な手段だというふうに思っております。本市としても県との人事交流を積極的に推進し、広域的な視点を持つ人材を育成することで、地域課題の解決力を高め、持続可能な市政運営の実現につなげていきたいと思っております。

そういった意味で、やはり安芸高田市として、どういう人材が欲しい、どういうことをしたいから欲しいということをしつかりと市のほうで整理をして、今、県のほうへお願いをしております。県のほうも、人材のほうが厳しい中で、どのように対応いただけるかというのは、今、調整の段階ですけれども、引き続き、粘り強く調整をして人事交流を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 過去には、安芸高田市のほうから広島県に行かれたという事例もありますけれども、安芸高田市のほうも、そういった人事交流、今のお話では、広島県から来るだけじゃなくて、一緒に交換というか、そういうイメージでよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 人事交流については、相互で行く、来てもらうということを繰り返しております。今、決まっているのはDXの推進のほうで、ほぼ確定かなというところまでできておりますけれども、あと、いろんな事業課のほうで今お願いをしているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 ありがとうございます。

市の要望や陳情いろいろ出されていると思います。令和8年の広島県市長会からの要望書も出されておりますし、また県議会を通じてなど、様々なチャンネルで要望活動されていると思います。

市職員さんのレベルアップもですけども、県職員さんの交流、人間関係も今後の市の運営のためには大変重要になってくると私は思っております。今後も引き続き、2026年から要望しているということですので期待をしております。ぜひ、今後も広島県としっかりと協議をいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

3点目、中学校統合の考慮すべき事項についてお伺いをいたします。

2025年4月に第3期安芸高田市学校規模適正化推進計画が策定され、2030年度の開校に向けて推進期間が示されました。計画の推進期間が始まり、中学校統合に向けて計画的な準備をされている中で、次について伺いをいたします。

(1) 用地の選定についての進捗について、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 用地については、現在、設置場所の選定調査業務を発注しており、来年1月末には成果品が提出される見込みとなっております。その後、今年度中には候補地の選定を行い、地元への事業説明会を開催できるように準備をしているところでございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 令和7年第3回定例会、総務文教常任委員会でも、この議論になって、中学校統合についての報告をされていると思いますけども、委員会の中では、10月の中間報告を受けて来年度予算に間に合うように用地選定について進めるというようなことでした。

中間報告は受けられたんでしょうか、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 調査の中間報告につきましては10月に設けておりますし、月に一度、相手方と協議を持っておりますので、都度、進捗を確認しながら、また、改めて12月に成果品の一手前ものになると思っておりますが、そちらを受けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 12月というお話だったと思いますが、昨日の教育委員会会議、12月例会でそのような報告があったという認識でよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 柳川教育次長。

○柳川教育次長 昨日の委員会では、まだ12月の報告を受けておりません。

ちなみに、12月は22日に業者との打合せを持つようにしております。以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

- 熊高議員。
- 熊高慎二議員 現在、来年度予算について、市長、副市長査定とかが行われてますけども、そこにはまだ組み込まれてないというような認識でよろしいでしょうか。土地の見通しが立ってないというような、まだ報告を受けてないので予算要求まではいってないというような見方でよろしいでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。
- 柳川教育次長 土地についての予算的なものは、まだ計上するようには計画をしておりません。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 いつもお願いをさせてもらっておりますけども、こちら市の重要なプロジェクトの一つですので、タイミングとか、いろいろ公表するしないもあるかと思っておりますけども、また適切な時期に情報発信をぜひお願いをしたいと思っております。  
次に (2) に行きます。  
計画の円滑な推進のための統合準備委員会について、設置の時期をお伺いをいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長
- 猪掛教育長 統合準備委員会の設置時期につきましては、統合中学校の設置場所が決定した後、保護者や地域を交えて具体的な検討を始めるタイミングで設置をしたいと考えています。  
主な検討内容としては、教育活動や通学に関すること、あるいは校章のデザインや校歌の作成など、統合に向けての具体的な準備事項になると考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 イメージとしては何年前とかはお持ちでしょうか、2030年の開校に向けて、お願いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。
- 猪掛教育長 今のところの思いとすれば、来年度あるいは再来年度というところで考えていきたいと、設置することになるというふうに思っております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高慎二議員 市長は7月の対話集会などで一貫校ではないけども新設の中学校に吉田小学校も入ってもらうというような、検討されるというような御説明

だったと思いますけども、教育委員会会議でも、この報告事項について、学校規模適正化推進事業の進捗状況から項目が中学校統合及び吉田小学校移転の進捗状況についてと変わっていると思います。

この統合準備委員会では、吉田小学校の移転についての課題も、その中でされるのかどうか、今のお考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 この統合準備委員会ということになりますと、基本的には中学校の統合について検討を行うということですが、吉田小学校の移転が同時に行ってまいりますので、場合によっては、その内容についても、この中で検討するべき内容が出てくる可能性があるというふうに感じております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 分かりました。

次に行きます。

(3) 通学条件の整備の中で、スクールバスを運行するに当たり、運転手の不足が懸念をされます。運転手の不足の課題解決についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 バスの運転手不足につきましては、全国的な課題だというふうに認識をしております。既に市内のバス運行事業者と協議の場を設けて検討に入っております。今後もバス運行事業者と連携を取り、情報共有しながら、早期に必要なバスの台数や運行ルートを決定し、適切な交通手段を確保できるように準備をしていきたいというふうに考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 御答弁いただいたとおり、大変大きな課題だと感じております。

スクールバスの運転手の確保については計画的な対策というのが必要だと考えております。北海道の美幌町など、全国でも委託型の地域おこし協力隊制度を利用し、運転手について募集をされているところがございます。スクールバスの運転手について、地域おこし協力隊を募集してはどうかと思いますが、市長の御見解をお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどの山本議員の御意見の中にもあったのかなと思いますけども、その一つの具体例というか方策ではあると思います。そういったもので可能かどうか、事業者もありますんで、そういったところ、運転手というかスクールバスの課題については対話集会の中でも市民の皆さんから

非常に心配をしているということをお話をいただいたので、早速、教育委員会のほうにお願いをして、前倒しで協議をしてもらっておる段階ですので、先ほどの地域おこし協力隊の部分も含めて、今日、教育長も次長も聞いておりますので、対応をお願いをしたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 ありがとうございます。

先ほど同僚議員の一般質問でも、地域おこし協力隊、お話がありましたけども、募集については団体や関係者と打合せというようなお話も先ほどありましたけども、運転手については、過去、市のほうからとか、地域のほうの業者のほうとかとお話があったことがありますでしょうか、検討されたことがあるのかどうかお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁できますか。

高下企画部長

○高下企画部長 運転手に地域おこし協力隊を活用するというので、検討をしたことがまだございません。業者のほうとも、まだそういったことでの協議はしたことがありませんので、参考にしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

補足、藤本市長。

○藤 本 市 長 協力隊員に、川根地域でいうと、もやい便という公共交通があるので、そのドライバーを、今、委嘱はしております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 関係会社とも連携不可欠だと思いますけども、こちらの可能性も、ぜひ検討していただきまして、通学面についての不安というのは、やっぱり先ほども市長おっしゃっていただきましたけども、保護者の大きな課題の不安の一つでありますので、不安解消、課題解決にも早くから取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

4点目です。国の給食費無償化の議論についてお伺いをいたします。

現在、国会では小学校の給食費無償化の議論がされております。国の補助が決定した場合、市にとっては一般財源の支出が減少すると試算ができます。そこで下記について伺ってまいります。

(1) 市への影響について、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 現在、国のほうで小学校の給食費無償化の議論が進んでいるのは承知しております。流れが何か全額国が言うのが2分の1は都道府県に負担というようなことで、ちょっと知事会のほうも異論を立てるといふもの

ありますけど、いずれにせよ、市のほうにはそれなりの一般財源が一定の規模で入ってくるだろうと思います。

そういった中で、当然、今、全額一般財源を投入しておりますので、国のほうから入ってくるとなると、市の財政に及ぼす影響は大きいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 今、議論の中では決定というわけではないんですけども、1人当たり4,700円とかいう報道もありますし、先ほど御紹介いただきました12月9日には都道府県にも負担を求めていくなど、国会で今まさに議論されている途中ではございますが、本市にとって、先行して給食費無償化を行っているということで、計算しますと約5,700万円ぐらいの一般財源の支出が減少するという計算になります。中学校まで含めると、将来的には7,000万円ぐらいの一般財源の支出が減少するという計算が出ております。

そこで、(2)に行きます。

その財源を市長はどのように使用されるのか、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 この一般財源についてですけども、午前中の支所機能の見直しで発生する1億数千万円の財源と合わせて、こちらのほうも大きな財源が、一般財源が浮きます。そういったものを、どのように使うかというのは、また繰り返しになりますけど、今時点、ここに、この事業にというのは直接的には具体的にはありませんけども、あえて言うならば、次世代のための投資も重要なものだと思っておりますので、そういったところ、今から推進する総合計画に基づいてやる事業の中で、有効に、この財源を運用していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 先ほどの同僚議員の質問もありましたけども、今回は給食費ということで、この給食費無償化というのは教育への投資というような御説明をずっとされておりますけども、例えば、この金額は引き続き教育分野に投資していくのかとか、生徒議会でもありましたデザートを増やしてほしいという要望に応じていくとかいう、そういったこともできるんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、財政のほうも厳しい状況の中で、財政調整基金に入れていくという選択もあるでしょうし、特定目的基金をつくるのか、課題解決のために今ある事業を加速していくんだというような、いろんな使い道ある

うと思いますけども、今まで財源がないからというので、いつも市長もやりくり大変だったと思うんですけど、今度は5,000万と7,000万という金額をどのように使うかというのは、ちょっとわくわくする部分も市長もあるんじゃないかなというふうに感じておりますので、やっぱり市民として、傍聴者の方とか、議会としても、市長はどういうふうに使っているんだろうなというのが一番聞きたいのだと思います。何か、もうちょっと踏み込んだ、一歩二歩踏み込んだような、今、決意があればお答えしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 そういった御期待もあるんだろうという思いはしておりますが、やはり、いろんな課題がありますんで、給食費で言えば、当然、教育関係に充てるというのは自然の流れというのも理解をしています。それと支所機能の部分と合わせて、そして安易に、浮いたから一般財源が楽になったというものではなくて、やっぱり積極的に打って出るものへ使っていきたいというふうには思っております。その辺で御了承いただけますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高慎二議員 ちょっとすつきり寝れないかもしれないですけど、また聞かせていただきたいと思います。

給食費の無償化の議論でちょっと大切だなと思うことがあるんですけども、無償だからといって食の大切さというのをおろそかにせず、食事に感謝するということは、引き続いて、児童生徒に伝えていかないといけないのかなという思いがあります。残食処理に年400万かかるんだよということを生徒議会のほうでも市長話されておりましたけども、食の大切さについて、引き続き、児童生徒に伝えていく必要があると思いますけども、市長、この辺りいかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 この給食費無償化の議論の中で、当然、無償にする必要はないという意見もあります。

しかしながら、今、無償化という流れがありますので、そういった中で、今、熊高議員のおっしゃったように、食の大切さ、食育の大切さ、ぱっと食材が生まれるわけではなく、その裏にはいろんな方の努力の上で、お米なり、野菜なりができていもしっかりとその過程において、各学年に応じて、そういう指導内容というのは変わってくると思いますんで、そういったところはしっかりと教育現場で伝えていただきたいと思えますし、しっかりとデザートは守っていきなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高慎二議員 今回、大枠4点質問させていただき、市長の思いをしっかりと受け止めさせていただきましたので、一般質問、これで終わりたいと思います。

○石 飛 議 長 以上で、熊高議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで14時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時52分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

5番、小松議員。

○小 松 議 員 5番、小松かすみです。通告に基づき、大枠2点について質問させていただきます。

まず1つ目の項目、住宅用火災警報器設置・交換推進について。

空気が乾燥し火災が多い冬本番を迎えました。佐賀関の大規模火災や香港の高層住宅火災など、国内外で大きな火災が発生し、本市でも建物火災が数件あり、お亡くなりになられた方もいらっしゃるということで大変ショックを受けております。

東京消防庁の調べでは、住宅火災による死者のうち、高齢者一人暮らしが最も多く約4割、さらに建物火災による死者のうち7割が65歳以上の高齢者で占めています。

住宅用火災警報器の設置は義務化されており、昨年12月、そして直近の広報あきたかたでも分かりやすく市内の住宅用火災警報器設置と動作確認の周知啓発がされておりました。火災警報器は早期発見による避難時間確保に極めて重要であり、特に高齢者世帯での未設置や交換忘れが依然問題になっております。

そこで、以下質問いたします。

(1) 市内の現状把握と課題について。

①市の現時点での住宅用火災警報器の設置率を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 小松議員の質問にお答えいたします。

まず、先月、建物火災によりお亡くなりになられるという痛ましい事案が本市においても発生をいたしました。改めて、お悔やみを申し上げます。

本市における住宅用火災警報器の設置率についてですけれども、本年6

月1日現在で81%というふうになっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 現在81%ということなんですが、全国平均が約84.3%ということで、市は下回っているということなんだと思うんですが、現状、所感があればお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長

○藤 本 市 長 81%ということなんですけども、この間、継続的に広報で年2回ぐらいずつ広報しているんですけども、20%の方がつけられないか、御存じでないかということも含めていらっしゃるということなので、ここの20%をどういうふうに改善するかということが一つの大きな課題だというふうには思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 私がちょっと事前に調べて聞いているので、以前の調査で設置率約88%というところがあったんですけども、今回、設置率が落ちていると、81なら7%落ちているという状況にはなるんですが、この辺、原因把握はされていらっしゃるのでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長 設置率が落ちているということでございますが、毎年調査を実施しておるんですが、総務省消防庁の調査基準によって調査を行っております。

これは各市町の世帯数、これによって調査数が、サンプル数が決まっております。安芸高田市の場合は1万世帯から2万世帯の間ということになりますので、この範囲の世帯数でありますと、サンプル数は43世帯、これがサンプル数となります。これをランダムに選びまして調査しております。よって、毎年異なる数字が出てくるということでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 調査により65歳以上の未設置率というのはランダムということであれば、65歳以上の高齢者世帯の割合は分からないということではよろしかったでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長 世帯の内容は把握できておりません。

以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 昨年12月の安芸高田市広報の記事における設置率の数字というのが、市民モニターを使われて設置率を調べられているというふうにお聞きしております。  
市民モニターであれば年齢別が分かるという点、そのときは160の市民モニターに対して143の回答率があったということで、より多くの市民の方に年齢別で聞いてらっしゃるということを事前にちょっとお聞きさせていただいたんですけども、国の43のサンプルでランダムということであれば、なかなか高齢者世帯といったところの把握が難しいんですけども、市民モニターを使ったり、今後、また復活であるとか、そういったところのお考えがあればお聞かせください。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 市民モニターの復活についてなんですけれども、今現在においては復活のほうは考えておりません。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 サンプル43に対して、なかなか調査の回答がないと、さらに、またサンプルを、さらにサンプルをとということで、結構、事務的にはかかるというふうにありましたので、今後、どのように高齢者世帯の把握をしていくかというところを考えていただければいいんじゃないかなと思っております。  
続いて2番の質問です。  
電池が切れたままとか、電池交換のお知らせがうるさくて取り外したままというような声を聞きます。設置から10年以上の経過する機器の見込み件数をお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
昨年度、実施した調査で、約44%の世帯が設置から10年以上を経過をしているという回答を得ております。  
機器の実数については把握ができておらない状況ですので、設置を促すことと、10年経過する機器については交換を進めるよう、広報に努めているところです。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 44%ということですが、ほとんど半数に近い数が更新の時期を迎えているということで、数字を把握されているということでした。

続いて3番です。

本市の現状における課題を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどもお答えをしたことで重複になるかと思いますが、課題については未設置が20%弱の設置しない、できない理由を把握していく必要があると思っております、なぜ設置できないのかというところですね。今後のアンケートで、その辺りを調査して対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 20%をなぜ設置されてないのかという理由のほうの究明、把握というのをしていきたいということで、アンケートというふうに今おっしゃられたんですけど、どのアンケートを持って調査を考えられているのかお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長 設置率の調査、これを用いて、設置しない理由、この辺りも調査していきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 特に高齢世帯のあたりの設置理由等が分かればいいんじゃないかなというふうに思っております。

続いて(2)補助制度の新設について。

三原市などは自治体として住宅用火災警報器の購入補助の制度を設けております。本市として高齢者支援を含む火災予防のため、住宅用火災警報器の購入・交換補助制度、特に低所得者の方とか、高齢者世帯の方への検討というのに対して、お考えがあるかお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 今、先ほど紹介をいただきました三原市については、平成21年に限って、2000円の引換券ですか、助成券を全戸に配布されたということを伺っております。

それをもって、本市においては、重度の要介護高齢者又は重度の障がい者で一定の所得以下の方に対して、火災警報器や自動消火器の購入費用の一部を給付する事業を実施をしているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

- 小松議員 　　ちょっと長いですが、非課税高齢者日常用具給付事業実施要綱において、高齢者は要介護2以上が対象ということで把握してるんですけども、その補助の利用率というのが分かれば教えていただけますでしょうか。
- 石飛議長 　　井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 　　高齢者の日常生活用具の給付事業における利用率でございますけれども、過去10年間について調べましたところ、件数は0件となっております。
- 以上です。
- 石飛議長 　　答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小松議員 　　過去10年で0件ということは、周知が不十分であるのか、その辺の原因に関しては何か把握されてればお聞かせください。
- 石飛議長 　　答弁を求めます。
- 井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 　　周知につきましては、要介護認定が出られた方に全て事業についてはお伝えしておりますので、周知については十分だと思います。需要がなかったというふうに考えております。
- 以上です。
- 石飛議長 　　答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小松議員 　　建物火災の死者の7割が65歳であるということでもありますし、対象というのを限定せずに補助制度というのが検討できればいいんじゃないかなと考えておりますが、ただいま申請受付中の住宅用防犯機器補助金、同様に、住宅火災警報器に関しても、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など、国のお金を活用して補助制度を新設し、火災予防キャンペーンを実施するなど、購入とか更新も含めて推進をしてはいかがかと思いますけれども、お考えを伺います。
- 石飛議長 　　答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤本市長 　　先ほど紹介いただきました物価高騰の重点地方創生臨時交付金の活用ということですけども、これ、一応、推奨メニューがあるわけですけども、その中でちょっと担当課のほうで調べていただきました。そうすると、やはり、ちょっと住宅用火災警報器は結びつかないという結論に至っております。
- これがもうちょっと具体的に調べてみて、オーケーということになれば、また、それも検討の一つだと思いますけども、現時点ではちょっと難しいということで判断をしております。
- 以上です。
- 石飛議長 　　答弁を終わります。
- 小松議員。

○小松議員 何らか三原市さんが単年度でやられた事業ということなので、キャンペーンとして強化していくということで何らか考えていただければと思います。

続いて(3)高齢者支援・設置サポートについて。

12月の広報の周知で近くの人同士で助け合おうというような呼びかけの啓発だったんですが、高齢者同士の地区が増える中で、現実には高齢者同士での助け合いというのが難しいのではないかなというふうに思います。

福山市、尾道市、三原市、江田島市などでも、設置交換が困難な高齢者世帯などに消防職員が無償で取付支援を行っております。本市においても、消防署、また地域包括支援センター、民生委員などと連携した無償取付支援や、巡回点検事業を検討してはどうかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えをいたします。

本市において消防職員による設置サポートというのは人的な余裕がなく、面積が広域ということでカバーすることは非常に難しいと捉えております。

一方で、広報あきたかた12月号で、近くの人同士で助け合おう等の見出しで住宅用火災警報器の設置・点検を促し、設置率の向上に協力をお願いをしているところです。

それと、先日、消防庁の方に指示をさせていただいたんですけども、消防団員の方にも、やっぱり多く安芸高田市内には団員さんがいらっしゃいますんで、こういったところを、この広報で言う近くの人同士で助け合おうという一つの活動として消防団の方にもそういった啓発を、啓蒙していただきたいという指示のほうを出させていただいているところです。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 巡回点検に関しては、例えば民生委員さんとか、そういった方たちに少し業務といいますか、コミュニケーションの中で点検を行っていただくということは可能なんでしょうか。

○石飛議長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 あくまでも、これはお願いという形になろうかと思えます、業務としてどうかというような形ではございません。

ただ、今、来年度から始めております生活支援体制事業において、地域の方で見守り体制だったり、生活支援を行ったりすることに対して補

助をしていく事業を考えておりますので、そちらのほうで包括してできればというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 先ほど消防団の人にも協力いただければという話があったんですが、それは取付設置に関して手伝っていただけるとのことなんですが、巡回という点なのか、そこをちょっと確認させてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 私の中では、取付作業とかいうところをメインに思っておりました。以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 消防団の方も、結構、働かれています方が多いかと思っておりますので、地域振興会とか、行政嘱託員さんとか、そういったところも含めて市内皆さんで協力して、81%、その設置率が2割してないところの理由だったり、コミュニケーションの中で設置率を高めていけるように、何らか仕組みを検討していただければいいなというふうに思っております。

続いて（4番）です。啓発と10年以降の交換促進策について。

義務化から既に10年以上経過しておりまして、先ほど未設置率が約44%の数字の見込みもお聞きしました。

機器の標準使用期間10年を踏まえて、改めて交換促進のための広報・配布・補助・市の予算措置など、本市として具体的に何か施策として考えられるということがあれば教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 もう経過から10年たつてるといってもありますし、ある程度、認知はいただいていることだと思っております。その上で、現在は啓発と交換促進に係る直接的な予算措置というのは考えていません。

引き続き、定期的な広報を実施しながら、毎年度実施している設置調査の機会を利用して普及啓発に努めていきたいと思っております。

また、このたびの小松議員のこの質問も、市民の皆さんへの普及・啓発に大いにつながっているのではないかなというふうに感じております。また、議会広報等でも、しっかりと広報していただければと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 広報委員長として、しっかり市民の皆様へ啓発ができるようにしていきたいと思っております。

火災に強いまちづくりに向けて、ぜひ皆さんのほうで、消防団さんのほうという新しいお話もいただきましたので、ぜひ、しっかり取り組んでいただければと思っております。

続いて、大和久2点目に移ります。

子どもに優しい人権尊重のまちづくりについて。

1989年国連は権利の主体として子どもにも基本的人権が保障されることを国際的に定めた、こども基本条約を採択し、日本も5年後の1994年に批准国になりましたが、長く国内整備が行われず、条約が実現されないままであります。

しかし、子どもを取り巻く環境が急速に変化をしており、これまで以上に多様かつ複雑で深刻な課題が生じており、権利侵害も増加している状況の中、批准から約30年たった2022年、ようやく子どもを保護するだけでなく、子どもを権利の主体として位置づけ、子どもが意見を言い社会に参加できるといった意見表明の尊重などを理念に盛り込み、国と自治体の責務を明確にした、こども基本法が施行されました。

子どもに関する施策を、総合的、一体的に権利に基づいて進めるための国の基本法です。

翌年2023年には、こどもまんなか社会の実現を目指すために、こども家庭庁が設立され、さらに、こども大綱も閣議決定され、全国の自治体にはその理念を反映した、こども計画の策定が求められております。

広島県内では、広島市、東広島市、三次市、竹原市、尾道市、府中市、江田島市などが今策定しているようです。

しかし、子ども政策には、子どもの声をどのように市政に反映するのか、どこに相談すればよいか分かりやすく示されていない、権利侵害が起きた際の救済や施策検証の仕組みが制度化されていないなど、権利保障の制度的位置づけに課題が残っているということで、こども基本法とこども基本条約を基盤にした子どもの権利を具体化する地域版の条例制定が進んでおります。

本市においては、2025年3月に制定された第3次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画の中で、学校教育における人権教育の推進が触れられておりますが、子ども・若者育成支援計画であるとか、こども基本法を受けた子ども計画の策定はまだ行われてないのが現状です。

また、2026年6月に改定された安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針には子どもの人権に関する指針が示されておりますが、どのように施策に反映されるかの具体性に欠けるものではないかと思っております。

12月4日から10日まで第77回人権集会でしたが、11月20日は国連が制定した世界こどもの日で、36年前に子どもの権利条約が採択された日でもあります。本市は、20年後を見据えた基本構想に基づき、ただいま基本計画を策定中です。10年後20年後に当事者として、まちづくりに関わる子どもたちの声を政策に生かすために、また、未来ある子どもたちに

とって、安心して自分らしく健やかに暮らせる社会の実現のために、さらには子どもの権利条約の国内での実現のためにも、まずは自治体として、子ども施策推進の土台となる子どもの権利条例の制定に向け取り組む必要があるのではないかと考えます。

そこで、子どもの権利や権利保障に関して、市や教育委員会のお考えを伺います。

(1) 学校教育における人権推進について。

①本市学校現場における虐待・いじめ事案の件数を伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

2025年度11月末現在での虐待件数、疑いを含むものもありますが、これは合計10件です。また、いじめの認知件数は7件となっております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員

虐待が10、いじめが7ということなんですけれども、近年の傾向として、増加傾向なのか、減少傾向なのか、分かれば教えてください。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

ちなみに、去年の例で申しますと、虐待の件数が16件、いじめの件数が12件ということがございます。

近年、この4年間を見ても、多少の差はございますけれども、増加及び減少という傾向は見られず、ほぼ横ばいのような状態ということがございます。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員

いじめ件数多くない件数にはなっているんですけども、多様な国籍とか文化を背景にしている子どもたちも増えていると思いますが、その辺りの属性の件数というのは把握はしていらっしゃるのでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

いじめの様態でございますけれども、これはいろいろ分類がございます。

例えば、冷やかしゃ、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。そういうものから、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、それからパソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことされる、そういうような分類がございますけれども、そういう、それぞれ件数については分類として把握しております。

今、御指摘にありました外国籍が原因で、いじめにつながるものというのは、近年で言いますと令和6年に1件というのが報告をされております。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 次の質問に移ります。  
虐待、いじめ事案への具体的な防止対策についてお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。
- 猪掛教育長 虐待については、疑いのある事案が発生した場合、速やかに学校から教育委員会へ連絡するように指導をしています。健康・こども未来課と連携をしてケースの対応に努め保護者への指導を行っております。防止対策としては、毎日の子どもの様子を観察したり、人間関係を構築したりすることを意識をしております。  
また、いじめについては、早期発見、早期対応に努めるために、保護者や児童生徒本人に対するいじめに関するアンケートを年3回程度実施をして、実態把握に努めています。  
また、児童生徒が直接悩みを伝えられるように、1人1台端末を活用した心のポストを開設しております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 いじめ防止の中にアンケートが実施ということで、つい最近もあったんですけども、心のポストというものは保護者への周知というのはされているのでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。
- 猪掛教育長 この心のポストは1人1台端末で児童生徒が悩み等を、匿名でもいいし、実名でもいいしということで記載できるシステムで、学校の先生で、その度合いによって教育委員会のほうへもGメールで届くような仕組みになっております。  
その中にはいろいろあって、友達との人間関係の悩みであるとか、中には先生のことを書いたというようなものもございます、様々なものが寄せられておりますけども、いじめ、あるいは虐待につながるようなものについては、都度、今度は学校のほうから、教育委員会のほうであったり、保護者との連携をしたりということで取組をしております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 1人1台端末がそのように活用されているということで、大変、子どもの声が直接把握できるということで、いい取組じゃないかと思っておりますので、引き続き、防止対策をしっかりとっていただければと思うんですけども、続いての質問です。  
学校教育において、今後、どのように人権推進や啓発を行っていくの

かお伺いいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

人権教育は、学校の教育活動全体を通じて、これは推進をされるものです。特に道徳を中心に人権について考えさせる場面を意図的につくり、啓発活動を行っております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員

道徳ですね、うちの娘も道徳大好きなんですけれども、カリキュラムの中でしっかり推進していただくということでお願いしたいんですが、学校だけでは、なかなか限りがあるというふうに考えます。

実際、学校現場で起きたことというのは、家庭の問題だったりとかいろいろあると思いますので、関係機関、家庭と連携しながら社会全体で子どもたちの権利保障していく必要があると思いますけども、そういった点で教育長の所見をお伺いいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

御指摘いただきますように、今、学校では学校としてしっかり取組を行っておりますけども、やはり、それだけということでは限界がございます。

家庭の事情もございまして、地域で一体となった子どもに対する人権教育、そういったものは必要であるというふうに思っております。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員

社会全体で、子どもたちの権利を守っていければというふうに思っております。

続いて(2)本市の児童虐待の未然防止についてです。

人権尊重のまちづくり基本指針には、児童虐待の早期発見を図るために市民に対して啓発活動や相談支援体制というふうに書いてあります。

具体的に、どのように実施しているか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えをいたします。

児童虐待の未然防止には、継続的な啓発活動とともに、行政、学校、地域、家庭との連携が重要と考えております。

また、虐待事案が発生した際に、早期発見、早期対応するためには、小さな異変も見逃さないという日頃からのつながりが大切と思っております。

現在、妊娠届け時や、子どもの健診や、相談などの機会において、全ての妊産婦や子育て世代に対し切れ目のない相談支援を行っております。

また、地域では、民生委員・児童委員の研修会等で地域での役割と行政の対応の流れなどを説明し連携を図っているところです。

また、学校や北部こども家庭センターとも連絡を密に行い、早期に介入することで虐待防止に努めております。

また、啓発活動としては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、児童クラブの保護者へ虐待防止のリーフレット、親子のための相談LINE、気になったら189に電話しようを配布し、児童虐待の未然防止を図っているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 様々な形で啓発活動体制は整えられているとという答弁だったんですけども、庁内での横断的な体制づくりといったものも確立されているのでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 既に答弁した内容と重複しますが、庁内ということで、市長部局と教育委員会が連携し、ケースの対応に努めているほか、学校においても先ほどありましたように、アンケートの実施や心のポストの開設など、いじめの早期発見、早期対応に努めているところです。

児童虐待においては、健診や相談などの機会を活用した相談支援を行っており、地域では民生委員・児童委員との連携を図っているというところでございます。

繰り返しになって申し訳ございませんが、そういった形で啓発、連携をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いて(3)子どもの人権を守ることについて。

①人権尊重のまちづくり基本指針には、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などが保障されるべきであり、そのために地域や家庭で子どもの権利について理解を深めることが重要とし、子どもの権利侵害を防ぐとともに、子どもの健やかな育成のために情報提供や啓発に取り組むと書いてあります。

具体的に、市として、子どもの権利保障に関して、どのような施策、取組を行っているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどと重複するところもあると思いますが、児童虐待については健診や相談などの機会を通じて相談支援を行っている、そして市長部

局、教育委員会部局ともしっかりと連携を深め、ケース対応に努めています。

地域では民生委員さんとの連携をしっかりと取っている、そして啓発は、啓発リーフレットと人権教育の実施のほか、人権福祉センターにおいても啓発事業並びに相談事業を行っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 確認なのですが、子どもの権利を保障する、そういった施策とか取組を主導するというのは、市長部局ということと、教育委員会ということなんですかね、確認です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 基本的には小松議員のおっしゃるとおり、市長部局、あるいはケースによっては教育委員会が主導することもありますけども、基本的には市長部局のほうからいろいろとお願いをするという形になろうかと思いません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 向原の対話集会で、ある市民から子どもの権利への言及があったんですけども、こども基本法を受けて、子どもの権利保障に関して、基本計画には盛り込む予定があるか、お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 向原会場でそういった御質問があったように記憶しておりますし、私もそのような思いですということをお答えしたように記憶をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 覚えていただけてましたですね。

考慮していきたいというような形だったと思うんですけど、基本計画に盛り込む予定かどうかということに関しては、盛り込むということで理解してよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 具体的な文言としては入りませんが、そのほかのところ、基本形、こども計画を策定したりというところで来年度は取り組んでいくように今考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 子どもの権利ということですが、こども計画を策定していく方向のことで、そういった対話集会での答弁になっているということではよかったですかね、分かりました。

②続いて本市人権センターが取り組む子どもの権利に関わる事業としては、どのような取組をされていらっしゃるのか、具体的に分かれば教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

甲田人権福祉センターでは、人権尊重のまちづくりに向けて啓発講座や相談事業を行っております。本年度はヤングケアラーへの理解を深め、学校や地域の見守り促進をすることを目的に講座を実施いたしました。

また、性的指向を悩む若年層をイメージしたLGBTQへの理解を深める講座も実施してきています。

相談事業では件数は限られるものの、生きづらさを感じている子どもが、若者がセンターを居場所として感じてもらえるよう支援を行っております。

また、子どもを対象としたマネー講座や、親子リトミックの開催も定期的に行い、来年2月14日には不登校に対する意識やイメージを払拭する啓発講座や、子どもマルシェといったイベントを開催する予定であります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 人権セミナー等、非常に私も参加させていただいておりますけれども、いろんなことを勉強させていただいて、いろんな啓発につながっているんじゃないかとは思っております。

2月14日に、バレンタインデーの日なんですが、こどもまんなかというところのイベントで、フリースクールのほうと人権センターが共同でといたしますか、実施されておるといふふうに聞いておるんですけども、民間との本当の連携で非常にいい取組じゃないかというふうに思っております。

せっかく、恐らく、こどもまんなかというところがベースにあって行われることだと思いますので、子どもの権利というところをあわせてPRといたしますか、広報をしていく考えがあるかお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

恐らく、SNSで2月14日のイベントについては広報すると思います。ないようでしたら、また後でするように指示のほうは出しておきますけれども、それと先ほど言われたようなことも含めて、今後引き続き、継続的に、広報あるいは人権福祉センターとも連携しながら、講座を開設する等、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 イベントの根底のこども基本計画と子どもの権利というところもしっかりあわせて周知をしていければいいんじゃないかなというふうに思っております。

続いて3つ目の質問です。

先月11月に子どもの権利について読んで理解を深める目的で、子どもアドボカシーセンター広島主催で、福山市と本市が後援し、子ども権利条約フェアが県内17の書店で行われました。吉田の書店でも行われました。

本市の市立図書館や学校図書館でも、子どもの権利条約の本の紹介であるとか、ポスター掲示など、そういった啓発活動が行われたかどうか伺いたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 子どもの権利条約フェアについて、中央図書館においてポスターの掲示を行い、来館者への周知を図っております。また、子どもの権利について理解を深めるということは重要でありますので、今後につきましても、啓発活動の推進に努めていきたいというふうに考えております。

学校図書館については、半数の学校で子どもの権利についてのポスター等を掲示をしております。また、学習の中では、子どもの権利条約について主に社会科の授業で学習をしている状況でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 こども家庭庁が非常に分かりやすいリーフレットであるとか啓発ポスターなど示しておりますので、学校とか図書館、児童クラブ、文化センターなど、日常的な掲示をしていただきながら啓発をしっかり進めていただきたいのもあるんですが、11月はそういう子どもの人権を考えると11月でもありますので、子どもの権利条約とか、こどもまんなか社会をテーマにしたような子ども月間と位置づけて、図書館を中心に子どもの権利を学ぶキャンペーンとか、啓発活動を行うというふうにするといんじゃないかなというふうに思いますが、市長と教育長のお考えをお伺いたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 12月は人権週間ということ、そして11月は子どもの月間ということで、そういった特化したイベントというか、月間にするというのは一つの啓発活動にも意味があると思います。

その辺は教育委員会と相談しながら、図書館もありますんで、検討していきたいと思います。

以上です。

○石飛議長 猪掛教育長。

○猪掛教育長 基本的には、今、市長が答弁されたとおりでと思いますけども、例えば、昨年度の場合、教育委員会というか広報あきたかたの中で人権週間に関わってということもございますけども、その中に「としょもっと！」というページがございます。その中で、特集として子どもの人権をテーマに本を紹介をしております。

人権週間あるいは人権週間に関わるイベントとも関連をして、そういう特集をしたりすることで、より一層の啓発というのを高めていければというふうに考えております。

○石飛議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 非常に良い書籍がいっぱいありますので、子どもにも分かりやすい本を私も購入させてもらったんですが、ぜひ子ども自身がしっかりと理解をするということで、学校のほう、ぜひ、いろいろ子どもたちに啓発をしていただければと思います。

続いて④番目の質問です。

本市の小学校で2022年から2024年の3年間で、子どもなどの弱い立場に立って、その権利を主張し、支援する人として、アドボケートの受入れを行うという先進的な取組をされていらっしゃるんですが、成果と課題についてお伺いします。

○石飛議長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 御指摘のように、過去3年間において3小学校で受入れを行っております。成果としては、温かい雰囲気や児童生徒の思いを受け止めていただいたということだと思います。

課題としては、いろいろを受け入れて子どもたちの話を聞かれているという状況はあるんですけども、どのような内容を子どもが話したのか、そういった詳しいことが、なかなかつながっていないということで、連携という面では十分でなかった点があるというふうに捉えております。

○石飛議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 では、それを受けて続いての質問です。今後、アドボケートを学校に受け入れて、子どもの人権、権利を守る取組を継続して実施する考えが

あるかお伺いたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

子どもの思いを受け止め人権を守るために、まずは教員の意識や力量を高めてまいりたいと思います。あわせてスクールカウンセラーもおりますので、スクールカウンセラー等の職員を活用していくことも考えていきたいと思います。

そうした上で、必要があれば学校内でアドボケートの受け入れることも検討してまいりたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員

先生は評価をする側にあるので、なかなか子どもたちも素直なところで声を上げれない、難しいかなというふうなところもありますが、非常に頑張っていたら先生もいらっしゃるので、ぜひ、研修、そういった子どもの声にしっかり寄り添うということをしていただきながら、専門家というところで、今後、前回やってみて、試行錯誤しながら、やっぱり大人が課題解決をして子どもの最善の利益のためにアドボケート制度、将来的には考えていただければいいんじゃないかというふうに思っております。

岐阜県本巣市では、子どもたちが自らつくり上げた本巣市こどもの憲章を基本理念とした本巣市こども権利条例が制定されております。子どもたちが生み出したこども憲章を大切な権利として保障し、尊重することを定めております。

条例は、検証を踏まえて、市や学校関係者、保護者、地域住民などの大人が子どもの権利を保障するための責務を明確にしております。自ら考え判断して動ける自立した子どもたちの育成を目指す本市の学校教育の一環で、各校において子どもたち中心に、子どもの考え、声を反映したこども憲章を策定するプロジェクトを立ち上げるといったことは、教育理念の実践につながることはないかというふうに思っております。

教育長の所見をお伺いたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

今、御紹介のありました本巣市のこどもの権利条約、あるいはこども憲章を制定する取組というのは、非常に子どもたちの意見をしっかり聞いて、そこから必要なことをまとめていくという工程でございますので、その過程を通して、いろいろ子どもたちの権利を保障していくことにつながっていく取組、ものができたからということではなくて、その取組そのものが非常に大きな意味を持っているということは、このたび勉強させていただきました。

それを、本市の中でどういうふうに取り組ができるかというのは少しま

だ今の現状とのすり合わせが要ると思いますので、それは、また検討の材料とさせていただきますと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 検討いただけるという答弁をいただきましたので、また、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

日本では2025年4月時点で81の自治体が子ども権利条約に基づき、子どもが安心して成長できる地域社会をつくるために子どもの権利条例を制定しており、今後も増加が見込まれます。本市として、子ども・子育て施策を包括的に推進していくためにも、子どもの権利条例を制定することは大変有効だと考えますが、市長のお考えをお伺ひいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

2023年に、こどもまんなか社会の実現を目指して、こども家庭庁が創設され同年の4月1日からこども基本法が施行されました。こども基本法は日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり制定されていると認識をしております。

条例を制定することについては、こども政策推進の総合的な影響並びに国や県内の状況を注視しつつ、調査・研究を行っていく必要があると考えております。

そういった中で、来年度、当市ではこども計画のほうを策定する準備に入るように、今、担当課のほうに指示を出したところです。来年度、若者を含めた意向調査を実施し、基本計画の策定に向けて準備を進めていきたいと思ひます。

そして、子どもの権利条約については、先ほど、冒頭、小松議員さんのほうからも紹介がありましたように、本市では安芸高田市人権尊重のまちづくり条例というのを制定をしております。その中に子どもの人権を掲げており、これが、今、安芸高田市の基になっているように思ひております。

そういった意味も含めながら、今後、前回、これも読ませていただいたんですけど、この子どもの権利条約の本、こういったものもちょっと参考にしながら、市としてどういうふうはこの条例に向けていくかというのは、ちょっと時間をいただきたいと思ひます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 条例に向けて時間をいただいてということで、検討はしていただけるのかなと思ひますけども、こども計画とていうのは、自治体が行う施

策というのを列挙したにすぎず、なかなか、その計画に基づいて、子どもが何かを実施するという事は、求めることがちょっとできないという実態もありますので、こども計画を立てている自治体でも、それではなかなか子ども基本法の理念の実践にはならないのではないかとというようなこともあって、各自治体のほうも両方で行かれてるところも多いと思います。

まずは策定されてない子どもの計画をつくるということなんですが、あわせて条約のほうも子どもたちが主体に関われるように検討していただければと思います。

先月、主権者教育の一環で6町の政党会の政党議会が行われたんですけど、すばらしい発表で非常に良かったなと思うんですが、この取組というのは、恐らく、基本条例を実践する場というところで、子どもが権利を表明するということだと思うんですが、その子どもたちの貴重な声をまちづくりとかに反映するという仕組みというのは実際できているんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 子ども議会は単なるパフォーマンスではございませんので、しっかりと、そういった子どもの権利を聞くという機会です。それで、今回も貴重な意見をたくさんいただきましたので、担当の部長も全て出席をしておりましたので、各部のほうで対応できることは、随時、もう取りかかってくれているように伺っておりますので、そのように理解をしていただければと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 子どもたちの声を、各担当部署で取り組んでいただければと思います。先の9月議会で、こどもまんなか応援サポーターの就任宣言に関して、市長から、しっかり準備をして宣言したいと、前向きな答弁をいただきました。

こどもまんなか社会の実現のためには、まずは土台の権利条約の制定をした上で、こども計画、条例を制定して、こどもまんなか応援サポーター就任宣言を行うのがベストではないかというふうに考えますが、改めて所見をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 そのような御意見も参考にしながら、ベストなタイミングを目指して宣言をしたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 本市は、今、吉田町の認定こども園の新設とか、中学校統合など、大きな子どもに関わるハード面の整備事業が現在進行中です。

また、県内でも先進的な取組として、学校給食の無償化であるとか、フリースクールの補助金交付とか、小学校の体育館空調設備もかなり先進的な取組というふうに聞いております。

さらに、子育て支援サービスなども数々すばらしいものが本市にはありますが、子ども子育て、教育全般の子どもに関する施策の核とていうか、移住促進につながるような、この安芸高田市は子どもの政策が非常に理念も核もしっかりしてるといった意味では少し弱いんじゃないかなというふうにちょっと思います。

子どもというのは未来の主体ですし、同時に今の市民であるということで、権利条約のほうをしっかりと子どもの声を聞きながら、子どもの最善の利益を第一に考える市政に転換するために、しっかりと自治体としても明確な意思表示で進めていただきたいんだけど、市長の公約実現のためにも、先送りせず、基本計画とともに子どもの権利条例等もしっかり考えていただきながら、子どもの権利を町の中心に据える市政のほうの運営をお願いできればと思っております。

最後に、市長、意気込み、安芸高田市の未来は市長にかかっております。子どもの権利に関わるそういった前向きな答弁をいただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

○藤本市長 ありがとうございます。

この子どもの権利条約の実現に向けては、一つ一つステップを踏んでいきたいと思っております。

まさしく、未来を担う子どもたちを真ん中に据えた、同時に高齢者の方もしっかりと真ん中に据えて、両者をうまく回る市を目指したいと思っておりますので、一つ引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 以上で、私の一般質問を終わります。

○石飛議長 以上で小松議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため、3時15分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後3時04分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長 議長として、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

14番、金行議員。

○金行議員

14番、金行哲昭です。

通告どおり、大枠2点、2026年度当初予算編成についてと、第3次安芸高田市総合計画について、大枠2点質問させていただきます。

まず初めに、2026年度当初予算編成について質問させていただきます。

安芸高田市において少子化による人口減少の実情を受け止めた行政財政の効率化を進めた事業の選択をするなど協議検討が必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

○石飛議長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

金行議員の御質問にお答えいたします。

未来に向けて健全な行財政運営を実現するため、現在、次年度の当初予算に向けて、全ての事務事業のヒアリングを実施をしている最中であり、その中で課題などを共有しております。

そして、来年の1月下旬をめどに、その課題への対応策を整理した上で、次年度の当初予算としてまとめていきたいと考えております。

以上です。

○石飛議長

以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員

課題をまとめていらっしゃるということで、2番目に行くんですが、いろいろと市長の思いで10.5のシーリングというものもありますが、一番目の課題をまとめていくということでしょうか、課題の中にもやっぱり協議検討等々が必要となってきています。

協議検討より、やっぱり市のほうでも検討というのは、ある程度していかなばいけないんじゃないんですかね。

検討、中でもいろいろ計画実行評価等々の検討、今までの検討ともなるが、ただ、今からのあれをまとめてやるんですが、それまで協議検討の前にも市長のもう少しそれまでの思いというのが全然ない、ただ、それが、まだ出るまで、なぜ、なければ出ないかというところですが、その点、市長、この思いを突き詰めた思いはございませんでしょうか。

○石飛議長

金行議員にお願いします。

もう一度、簡潔に質問内容をまとめてしていただけないでしょうか。

○金行議員

協議検討ということで詰めていくということですが、市長の中、また担当執行部、副市長の間で協議検討ですが、検討の中で、やっぱり検討ありきでやっぱり協議いうものがあるんで、検討の中での市長の今の検討というのは全然ないのか、それをせにや、やっぱり12月まで出ないのかということ、そう思いますので。

○石飛議長

藤本市長。

○藤本市長

ありがとうございます。質問にお答えいたします。

私の思いの部分については、もう担当課のほうにいろいろお伝えをしております。そして、当初の思いが、各担当のほうから上がってきております。それが予算編成できない額まで上がってますんで、もう一度、そこを査定の中で、我々の、私の思いと副市長の思いとも伝えながら、もう一度、そこを練り直して、また再度、査定をするというふうに今段取りになっておりますんで、私の思いというのはその中に入っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 そういう答弁なら、私も分かります。

やはり、任しておりますとか、あれとかいうのは、予算をするいうなら、市長ですので、これをぴしっと始めてもらって協議検討というものを言ってもらいたかったということだと思います。

2番目に行きますね。

2番目に、2026年当初予算編成方針において、今年度当初予算における対象、10.5%シーリングを目標とされています。各種事業の廃止や縮小等を、どのような視点で考えておられますか、1点お聞きします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長

○藤 本 市 長 お答えいたします。

御案内いただいたように今回も厳しい予算編成となっております。シーリングについては10.5%というのを一応目標に掲げておりますけれども、その中で、やはり、歳入減、支出増という中で、予算編成になっておりますんで、不要不急なもの、効果のない事業については積極的に見直し等をしてしながら、内容を最大限精査するように、今、指示をし、もう一度の査定を待っている段階でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 市長、毎年、もう大体、市長たる人はシーリングということで、このシーリングですよね、やっぱり財政が厳しいから、今年がそうだったけど、これだけのものをそのように横並びでは、施策もない何もなし、だがこの施策はシーリングをつける必要もない、これより予算をこのアイデアはいいんだという思いも出てくると思うんです、僕は職員の中には。全てシーリングを平たく敷くという考えでしようと思うんですが、その点、シーリングの中にも、市長がくださった中にどこかありましたね、これは前にももらったんですが、シーリングはなしいうんですかね、シーリング対象外、それらの見込みなしというが、シーリングは全然認めないいうのがありますよね。それは、もうこれ以上は認めないから、それ以前

の問題だが、シーリングよりマイナスのシーリングをやるために何が言いたいかと言ったら、職員の熱心な中にはシーリングをやらなくても、それ以上にやりたいという職員がおるんじゃないかと、私は優秀な職員ですからね、そういう人が出る思うのですが、その点、どう考えておられますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 当然、シーリングができない分野もありますし、シーリングを、事業の内容、その中でどうしてもシーリングにかなわない事業については、優先順位をつけて、今年やろうと。その代わり、この事業を来年度に回してくれとかいう、そういう中での調整をしながら、職員から上がってきたこの予算、そういったものを組み上げていってますんで、当然、全部の事業全てに対して一律に10.5%をかけているわけではございませんので、そういった形で、今、組上げをしていっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 私が言いたいのは、その中で、職員いうのは真面目なものでね、対象外のシーリング対象ではシーリングをしたが、言葉は悪いですが、したがる、せにやいけないのかなという、今後、出てくるんじゃないかと思いましてね、これはやっぱり市長に対しての、いやいや、これは市長、シーリングじゃとかかるのが、これは絶対シーリングはできないというのは出てくるということもあろうとは思いますが。

前年度よりあって、何%のシーリングで出てくるのか、この中でシーリングが出されていないのも出てくるという想像はあると思うんですが、市長、そういう想像もあると思うことはあるでしょう、思いませんか、1点お聞きします。

○石 飛 議 長 藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

職員の思いで、シーリングはできませんという事業もあります。そういったものは、しっかりと事情を酌み取って、本当にできるのであればそれを優先しますし、まだ余地があるのであれば、ごめんけど、もちょっと下げてくれという話もします。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 付度ということもありますしね、そういうこともありますし、やっぱり職員自らやろうと思ったことはね、市長の説得と、納得してね、ただ、シーリング以上にも切らないけんことがあるんです、これはやめてもいい、これは半分でもええ、それも職員のあれですよ。市長、これはこう

いうもんじゃけ、辞めちゃいけん。いや、これは、市長、そう言われても、そこまで支障ありませんというのもあると思います。

それを言って次の質問へいきます。

第3次安芸高田市総合計画でございます。

1番目に第2次総合計画実施における、2次計画の主な課題が出ておると思います。その主な計画にどう思いがあるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

第2次総合計画の実施における主な課題については、計画の期間の最終年度の2024年度の目標人口を達成できなかったということです。達成のために必要な施策と目標を適切に管理推進することができていなかったのではないかなと捉えております。

また、計画期間中に起きた新型コロナウイルス感染症、感染拡大により、新たな社会情勢の変化に十分対応しきれていなかった面もあったのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 このシーリングには、一応、提供してもらった第3次安芸高田市総合計画、人、仕事、総合戦略いうんで、かなり、まだ、私、しっかりしてない、かなり出とるのは出ておりました。出ておりましたが、これは、市長、やっぱり、第2次の総合計画のときに、PDCAという言葉がどこかで頭文字で、計画、実行、評価、改善等々のこのサイクルを確認して、持続的な見直しをせにゃいけんところは見直しをしていかにゃいけんいうことがあると思うんですが、このPDCAというサイクルの構築計画はどう考えておられますか、1点お聞きします。

○石 飛 議 長 金行議員に質問しますが、2番に移りましたか。

ちょっとよく分からんのですが、答弁お願いします。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

PDCAサイクルはしっかりとやっていかないけんというふうに思っております。この前の対話集会の中でも計画を立てとるだけでなく、1年に1回2回のチェックをする必要があるのではないかという御提案もいただきましたんで、何をするにしても、このPDCAサイクルというのは重要なことなので、しっかりとやっていくように思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 今、議長が言われたように、2番目に移りますが、第2次実施計画にお

ける主な課題をどのように改善、3次に向けて反映するかというんが、今の言うPDCAサイクルを確認していることでしょうか、やっぱり、その確認の上、内容で、必要性、効率性、有効性というものをわきまえての第3次の計画の反映だと思いますが、その点、同じ答弁になるかも分かりませんが市長の思いを伺います。

2番目でございます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

第3次総合計画の策定に当たっては、人口減少対策に特化した総合戦略と一体的に策定をし、目標人口の達成に必要な施策の充実強化を図ります。

また、先ほどありましたようにPDCAサイクル、毎年、有識者や、地区代表等が参画する審議会において、基本計画の検証、評価、改善を実施し、目標の達成管理を徹底をしてまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行委員。

○金 行 議 員 そういうことで、2番のPDCAですよね、計画、実行、評価、改善、あれを基本にやっていくということで、3番目に行きます。

総合計画に掲げる各種事業を着実に実行するには、住民の参画が不可欠だと考えます。今後、住民への参画を充実する取組を進めるのにどんな考えがあるかを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はいお答えいたします。

金行議員御指摘のとおり、市民の皆様にも市の方針を理解していただく、そして共に市政運営に関わっていただくということが重要なことと捉えております。

対話集会や、総合計画策定の際に行ったようなシンポジウムや、パネルディスカッションなど、多様な機会を通じて、市の施策について理解を深めていただく機会をつくり、市民参画の充実に努めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 この総合計画は、市長は財政状況、総合計画を各6町ですかね、回られて、一応、任期の4年でやられるということで、この総合計画はまだそれ以上になるが、その出発でございますのでね、やっぱり、3か月、6か月、9か月はね、やっぱり見直し、思い切ったところは見直しをかけるい

うんか、その思いは、1年1年ごとにはやるって言うておられましたから、詳細にそういうことをやって、やはり、ここに訴えておられます、住民の参画あってこそその総合計画、そうあってこそその総合計画でありながら、やはり、藤本市長のカラー、遠慮なく言うたら言葉悪いですね、やろうという、安芸高田市をどうしようというのをぴしゃっと出していただいて、市長の4年間の任期、もう4年後には辞められない、10年、20年やるというだけの総合計画などの思いをあるということはないことはないと思いますが、その1点を聞いて、私の一般質問を終わりたいんですが、何かございますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。

対話集会の中で、同じような同様な意見をいただきました。

このカラーを出していくのに、この予算編成等を通じて事業化をしながら、そして、いろんなものが形になってくると思います。

そういった中で、こういうことをしたかったんだなということ、出せるタイミングが来れば、しっかりと発信をしていこうと思いますけども、今、抱えている案件がいろんなことでまだ表に出せないものをたくさん抱えていますので、そういったところは、そういった事業の成果を見て判断いただきたいと思います。

いずれにせよ、もう安芸高田市厳しい状況の中で今進んでおりますので、支所機能の見直しも含めて、やっぱり周辺の市町が、旧5町がしっかりとまた振興会中心とした町になり、そして安芸高田市全体が盛り上がっていくような形にしていくための一つが支所機能の見直しでもあります。

そういった意味で、しっかりとその方向性を示していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 藤本市長2年目ですので、思い切った、将来のね、これを目標にきちんとやったださることを、私たちも、私も一生懸命応援するし、反抗するところは反抗しますし、やっていきますので、私の一般質問は終わらせていただきます。

○石 飛 議 長 以上で、金行議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

1番、益田議員。

○益 田 議 員 1番、益田一磨です。

初日のトリを務めさせていただきますが、過去2連続で時間オーバーとなってしまっておりますので、少し早足で今回も走りぬきたいと思

ます。

それでは、通告に基づいて大枠5点質問をさせていただきます。

まず1番、姉妹都市協定について伺います。

①のニュージーランド・セルウィン町との姉妹都市協定についてです。

旧高宮町時代より合併後も本市とニュージーランドのセルウィン町との間で姉妹都市協定を結んでおりますが、(1)番です、過去どのような活動があったかを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 益田議員の質問にお答えします。

毎回、早口に乗らされますので、ゆっくりと話していきたいと思いません。

まず、1992年、平成4年の9月9日に旧高宮町とセルウィン町とが姉妹町提携を結んでおります。以来、実施した活動としては、合併前の旧高宮町時代に学校間の児童生徒による作品交換などの文化交流や、人的交流を行い、合併後は青少年ニュージーランド派遣事業として市内中学生を対象に、セルウィン町でホームステイや学校での交流を実施をいたしました。

また、隔年でセルウィン町からの訪問団の受入れ事業や、高宮中学校での授業交流やホームステイなどを行い、このほかにも高宮町市民ニュージーランド派遣事業や、セルウィン町公式訪問団の受入れ、原爆記念日、ヒロシマデーの平和メッセージの交換などを行ってまいりました。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 八千代小学校で令和元年にニュージーランドのハイスクールとウェブ会議つないで授業あったと聞いていたんですが、この点について何か当時の成果ですとか、今後につながっている点などが、もしあれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 柳川教育次長。

○柳川教育次長 今、御指摘のあった八千代中学校での取組については、ちょっと、今、資料を持ち合わせておりませんし、現時点ではちょっと把握はできておりません、すいません。

○石 飛 議 長 益田議員。

○益 田 議 員 八千代小学校かなと思ひまして、もしあれだったら、お調べいただけたらと思います。

(2) に一旦移ります。

平成31年度から令和6年度の間において、セルウィン町との姉妹都市事業に関連するそれぞれの最終予算額と決算額について伺いたいと思います。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
2019年、平成31年度と令和元年度が一緒ですけども、セルウィン町との姉妹都市事業に関する最終予算額決算額とも48万円でございます。2020年度最終予算額決算額とも同じく48万円、そして2021年度、令和3年度は最終予算額は37万5,000円で決算額は37万2,000円、2022年度、令和4年度以降は交流を中止したため、予算措置はありません。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 それぞれ、これらの過去の成果と費用対効果について、一体どのように考えられているか伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 この事業が、ほぼがニュージーランドの現地の連絡事務所の業務委託料となっております。  
その間の活動はそう多く行ったり来たりというのがなかったので、大きな成果にはつながってないと思うんですけども。一応、そういった予算で近年は推移をしとったということで御理解いただきたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 (3)に移ります。  
現在は何のような事業を計画されているのか、もしあれば伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 現時点では、2022年の6月1日付で姉妹都市交流としての関係を一時停止するという文書を安芸高田市のほうからセルウィン町側へ発送しております。ということで、現時点では当面の停止を申し入れている状況なので、活動を具体的には、今、事業としては持っておりません。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 令和6年度でオーストラリアに生徒会の生徒を派遣されているかと思うんですが、これが今まで姉妹都市事業で過去行っていた短期留学とか交換留学が見直しされたような形で、次世代リーダー育成事業と変わっているような認識でよろしいのか、あるいは、もう全く系列の違うものなのかをちょっと一旦伺いたしたいと思います。
- 石 飛 議 長 猪掛教育長。
- 猪 掛 教 育 長 オーストラリアへの派遣事業につきましては、この姉妹都市の交流事

業とは別物だというふうに考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (4) 番に移ります。

セルウィン町との姉妹都市協定の狙い、目的、今、停止されているということなのですが、今後も含めて、そちらを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 セルウィン町との姉妹都市協定については、教育、文化、産業における交流を通じて両国の相互理解と友情を深めることを狙いとしておりました。また、平和への思いを相互にアピールすることで、両市民の平和に対する意識の醸成と協調を深めるのを目的の一つとしておりました。

私が市長に就任したときに、セルウィン町の町長さんのほうから、今、停止されている交流を、ぜひ再開していただきたいというメッセージをいただいております。

私もセルウィン町とは関係がないわけではなく、高宮町時代にもセルウィン町と関わっておりましたので、そういった機会があれば、時代は変わっていますので、交流の仕方というのは十分検討の余地があると思うんですけども、ぜひ、このセルウィン町との関係というのは何かやってみたいなという思いは持っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 やってみたいというところの思いは伺ったんですが、実際、過去の事業、交換留学等になると、財政状況厳しい本市においては再開とか復活させるというのは難しいかもしれませんし、一方で、コロナ禍を経た、今、オンラインでの交流だったり、共同事業とか、こういう費用を極力かけない交流事業というのは真っ先に頭をよぎるんじゃないかなと思います。

こういった費用負担の少ない交流事業に対しての、今まで、かなり部内の検討結果でしたり、あるいは実施までに至らなかった課題などの経緯がもしあれば伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 ニュージーランドのセルウィン町との交流というのは、合併前から30年以上続く歴史がある交流です。そして、先ほど申し上げましたように、そういうメッセージもいただいたこと、それと私もセルウィン町に思いがあるという中で、時代に合った形での交流、先ほど提案いただいたWEBでの交流とか、いろいろあると思います。

そこを、今、どの交流で始めるというのは、ちょっと、今、持ち合わ

せてませんけども、そういったところを考えていきたい、財政のほうとも相談しながら、交流をできるものをしてみたいなという思いがあるというところでございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 実は調べたところ、セルウィン町は既にほかの日本の北海道湧別町と友好都市提携されてまして、ニュージーランドへの交通条件って本市とほぼ一緒のような形なんですけど、こちら人づくりと国際交流をまちづくりの柱の一つとして湧別町が掲げられてます。国際交流関連の予算でいうと、令和4年度、約866万円予算が組まれているそうです。一般会計の当初予算が97億程度の町においては、町民1人当たり約1,080円ほどの負担を強いて、それまでして国際交流予算を組まれているところであり

ます。  
安芸高田市で見ると、令和6年度一般会計当初予算193億切るところに、次世代リーダー育成の予算として、こちらもオーストラリアなんですけども、海外短期留学予算で450万、市民1人当たりでざっくり170円ぐらいの規模かなというところで、ニュージーランド等への姉妹都市の予算は当然ないわけです。

同じような姉妹都市、友好都市という建付けでも、国際交流の予算についてはかなりの差異があるかなと感じる状況なんですけど、改めて(5)へ移ります。

他市町と比較してのところちょっとあるかと思うんですが、今後もセルウィン町との姉妹都市交流を個別に図っていく意向があるのか、一度伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほども言いましたように、30年以上続く歴史がありますけども、今回の交流停止については安芸高田市のほうから申入れを行っているという経緯もあります。先方の思いも意向も確認しながら、大規模な交流事業というのは、なかなかすぐには難しいと思いますけども、そういった向こうとの意思を確認しながら、交流について再考を考えていきたいと思

います。  
○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 前向きな御意思があるということで安心しました。

湧別町の広報誌を気になって見ておりましたら、2024年4月からセルウィン町出身のALTの先生が湧別町に着任されたという記事がありまして、これも中学生の際に3か月の交換留学で湧別町に訪れたことがきっかけだそうでございます。

それより前に勤められていたALTの先生も同じくセルウィン町の出

身で、これ何と11年間も湧別町で勤められたと、これも交換留学きっかけで生まれてる関係ですので、ぜひ形骸化するような、何もないよという関係ではなくて、しっかりと移住のところまで結びついている事例とも取れますので、本市でも進んでいくことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

②山口県・防府市との国内の姉妹都市協定について伺いたいと思います。こちら旧吉田町時代より引き継ぐ形で、合併後も本市と山口県の防府市との間で姉妹都市協定を結んでおりますが、(1)番です、過去にこういった活動をされていたのかを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

防府市との交流ですけれども、1971年、昭和46年に防府市で行われた毛利元就400年祭、毛利敬親公100年祭を契機に、防府市と安芸高田市旧吉田町が、その歴史的文化交流の機運が高まり、同年7月16日、毛利元就の墓前で姉妹都市としての調印が行われたように記録があります。旧吉田町から続く姉妹都市交流事業は、これまでサッカー交流、文化交流など、様々な交流事業を進めてきております。

とりわけ神楽については、子ども神楽の上演、防府市市政75周年記念行事での上演など、防府市民との交流を深めてまいりました。

毛利関連での交流を基本としつつ、より市民レベルを意識した交流事業を行うことにより、交流人口の増加、地域活性の創造の場として捉え、相互訪問など、防府市、安芸高田市、市民交流の行為を図る取組を行ってまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (2)番に移ります。

平成31年、令和元年から令和6年度の間における防府市との姉妹都市事業に関連するそれぞれの最終予算額と決算額について、こちらも伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 それでは、お答えをいたします。

順番にいきます。2019年度最終予算額は40万円、決算額は14万2,730円、2020年度はコロナ禍のため事業を行っておりません。2021年度最終予算額40万円、決算額19万5,533円、2022年度最終予算額40万円、決算額40万円、2023年度最終予算額40万円、決算額4万7,639円、2024年度最終予算額37万円、決算額29万3,124円です。

以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 こちら予算はある程度一定額のように見受けるんですが、毎年決算額のばらつきがあるように見受けまして、使い切ってる年もあれば、令和元年、3年、5年は、それぞれ25万、元年は残っており、令和3年は20万残っており、令和5年に至っては35万ほど執行されてない状況なんですが、こちらの詳細とか理由、もう少しお伺いしてよろしいでしょうか。
- 石 飛 議 長 藤本市長。
- 藤 本 市 長 防府市の姉妹都市交流事業は相互で行うという形式を取っております。その関係上、行った年、来ていただいた年によって、予算額は多少変わるような傾向にあります。  
相互交流と別に姉妹都市交流行事を開催するなど、通年がない行事などがあるために、余裕を持った予算編成にはなっております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 ある程度、今年のうちが、来年はそちらがというのが慣習であれば、もう少し毎年の予算計上で張りがついてもいいのではないかなという印象を受けるんですが、この事業は今まで事務事業評価シートに金額詳細の記載が全くなかったんです、決算の際に。今回、一般質問して初めて決算額と予算額との差異、見られたところなんですが、これ決算資料を見ると、112ページ、観光振興事業の欄、評価シートにも余裕ありそうなんですが、例年、本事業の補助金の記載がない御理由等があれば伺えますでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
小櫻産業部長。
- 小櫻産業部長 特に理由はございません。他の事業もございますので、そこに主立ったものを挙げておる状況でございます。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 改めて、これらの事業に対する評価、簡単にお願いでよろしいでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
小櫻産業部長。
- 小櫻産業部長 歴史の長いものでございます。お互いの交流というのは深まっておると思います。また、それぞれ墓前祭とか、そういうときは来ていただいたり、そういう市単位でしっかり交流ができていると考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。

- 益田議員。
- 益田議員 (3) 番に移ります。  
今年度はどのような事業計画されているのか伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 答えいたします。  
今年度は防府市で41名の公募市民団が結成され、安芸高田市を訪問されました。これは400人ぐらいの応募の中で選ばれた41名の方に先日お越しをいただきました。  
安芸高田市の観光スポットである安芸高田市歴史民俗博物館、道の駅三矢の里あきたかたの見学、また神楽門前湯治村での広島安芸高田神楽の鑑賞、上演終了後に特別衣装を試着体験を実施するなど、市民交流の促進を図ったところ です。  
先ほど言いましたけども、400件の応募があったということで、このことから多くの防府の市民の方が、この安芸高田市に関心を寄せられていることが伺えると思います。  
また、昨年度は安芸高田市訪問団として、中学校のサッカーチーム、コーチ2名、選手20名を派遣し、防府市の2チームと親善交流試合を行いました。それと先日行いました毛利輝元の没後400年の特別展示展を歴史民俗博物館で行いましたけども、その中でも貴重な資料を防府の毛利博物館のほうからたくさん御提供いただき盛り上げていただいたということがあります。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員 (4) 番に移ります。  
防府市との姉妹都市協定の狙い、目的について、再度、簡単に伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 冒頭の質問でも触れさせていただきましたけども、旧吉田町から続く姉妹都市交流事業は54年目を迎えており、これまで毛利関連での交流を基本としつつ、より市民レベルを意識した交流事業を行い、交流人口の増加、地域活力の創造の場として捉え、さらなる両市民の交流の高揚を図ることを目的としております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員 (5) に移ります。  
今後も防府市との姉妹都市交流を行っていく意向はあるかと、簡単に、

今、お話しされたようなところだと思うんですが、これ継続されるという場合には、形骸的な取組となることはぜひ避けていただきたいなと正直考えております。

そのため、市としても、今後5年後10年後に、この取組によって何が残せたかとか、この事業で何をしていきたいのかといった具体的なビジョンを持つ必要があるんじゃないかなと思います。こういった具体的な考えがあれば伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおり、これは毛利元就公400年祭を契機として両市の間で生まれた交流でございます。

形骸化した部分も多少あるかと思いますが、それは歴史的にやっていかななくてはいけない墓前祭とか、そういうものは当然やっていますけれども、そのほかの部分で今の時代のものを取り入れた交流とか、先を見越した交流というところで、しっかりとアイデアを出して友好的なものにしていきたいと思っておりますし、先ほどありましたように、40万円の定額の予算化ではなく、その事業にあった予算を要求・計上していくようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 少し脱線するかもしれませんが、今、ふるさと納税の制度あります。安芸高田市民が安芸高田市にふるさと納税しようにも、返礼品なしの実質寄附しかできないというのが制度の状況で、本市に住む方は、うち以外のところにしか、ふるさと納税することができなくて、これ防府市の方も同じで、防府市のほうは防府市にするんじゃないかと、よそになると。

これはいっそ提案なんですけど、安芸高田市の広報誌に防府市の姉妹都市なんで、ふるさと納税の宣伝させていただいて、代わりに防府市の広報紙に安芸高田市のふるさと納税の宣伝をしていくというような、せっかく姉妹都市協定あるわけですから、どうせだったらありじゃなからうかと、双方の合意さえ得られれば、予算もそこまでかけずに交流をつないでいくこともできますし、他の市町に流れていく住民税というのを双方の市にとどめる効果も見込めるんじゃないかと。それこそ形骸化しない、形骸化しても、ある意味、それが続いていくのであれば、新しい形で紡いでいただけるんじゃないかなと考えるんですが、改めて市長のお考えを最後伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 まさに、そのことを、先日、防府市の池田市長と話をしまして、双方の広報にそういったものを紹介していこうということで、今回、多分、

防府の広報のほうに、うちの案内が載っているように思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 次の質問に移ります。

大枠の2番で、eスポーツ及び関連施策について伺います。

本市では、2023年よりあのスーパーボンバーマンR2を用いた元就の里・eスポーツ大会が開催されています。初年度は、小学生・中学生・高校生の3部門での開催で、24年と25年はさらにここに一般の部を加えての4部門での開催予定となっていますが、(1)番です、それぞれ、年度ごとの世代別の参加者数について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

eスポーツ大会の参加者ですけども、2023年度が小学生20名、中学生5名、高校生8名、合計33人、2024年度が、小学生23人、中学生1人、高校生3人、一般13人、合計の40名でした。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (2)番です。

それぞれの告知方法について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 大会の開催に当たっては、子どもから大人まで多くの皆様に御参加いただけるよう、多角的な広報活動を行いました。

市のホームページ、広報あきたかたへの掲載をはじめ、お太助フォン放送、公式SNS、LINE等での発信、市内公共施設へのポスター掲示やチラシ配布等を実施し、大会の周知及び参加者の募集に努めたところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 昨年、小学生の部のみの部で一つと、中学生・高校生・一般混合の部でもう一つ、合計2部構成の開催になったというふうに記憶しています。

当初、中学生のみの部、高校生のみの部で、人数が集まれば開催予定だったんだろうと思うんですが、この参加希望者が伸びなかった要因とか、逆に今後の課題等があれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 私もよく分らないのですが、ボンバーマンですかね、そのソフトの魅力というか、そういったものがあつたりとか、周知についてはできることはやっているように思います。  
そういったところ、あるいはイベントが重なって来れなかったとか、いろんな要因があるんだと思うんですけども、ボンバーマンがどうなのかというのは私の中では素人ながらにあります。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員 (3) 番です。  
eスポーツ大会の開催意義や目的、狙いなどあれば伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 このeスポーツ大会は、そもそも毛利元就の入城500年を記念して、市民の一体感の醸成と継続的な市の発展・活性化につなげる事業として取り組んでまいりました。  
eスポーツは、コンピュータゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉えたもので、2019年の茨城国体や世界大会の開催など、近年、人気上昇している競技種目となっています。  
年齢や性別、国籍、障害等の壁を越えて、誰もが参加できることができる競技でもあり、eスポーツの普及活動、提案によって、市の関係人口創出につなげる狙いがあります。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員 11月25日、定例記者会見で、今回から市外の方も参加対象とするという説明あつたかと思うんですが、例年、市内の方だけだったんですが、これを変更された理由を伺いたいと思います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 まさに、関係人口の創出とか、大会参加者をやっぱり来てもらう、盛り上げてもらうという意味で広く、ちょっと市内での募集に限界を感じましたので市外へちょっと広げてみました。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員 (4) 番に移ります。  
eスポーツとまた別の目線で、同じくNintendo Switch Sportsというソフトを用いた取組が本市でも始まっております。  
今年度、当初予算審査の際にも紹介あつたんですが、県立広島大学の

三原キャンパスと連携した取組で、地域のサロンに集まっていたいただいた高齢者の方、こちらを対象に、体を動かすゲームがフレイル予防に効果があるかの共同研究というふうに伺っているんですが、具体的な取組の内容だったり、狙いについて伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今年度、県立広島大学の地域戦略共同プロジェクトによりオンラインツールを用いたフレイル予防について研究を行っているところです。

地域のサロンで、この取組に協力いただけるところを選定し、初回は、身長・体重・血圧等の測定のほか、転倒リスクを計測する装置を使用した測定や、今の心身の状態についてのアンケート調査を行いました。

今後、毎月1回、県立広島大学とオンラインで結んで、遠隔地にいる学生とスポーツゲームを行い、事業実施前と実施後の変化を比較検証します。

この取組の狙いとしては、心身機能の向上のほか、高齢者の通いの場にオンラインツールを取り入れることで、これまで健康づくりに関心のなかった新たな年齢層へのアプローチや、社会参画へのきっかけとなる可能性を探ることです。

また、参加者が固定化しがちな集まりに例えば子どもや孫の世代も一緒に楽しむ世代間交流が生まれ、サロン等の集まりが、より活性化するきっかけになるものと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 すばらしい取組だと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思いますが、(5)に移ります。

今後、eスポーツ大会については、課題や改善点などがあれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

毛利の里eスポーツ大会を発展・充実させるため、大会の認知度と集客力の向上が課題と認識をしております。SNSや動画を活用した広報戦略の強化が必要と考えますが、参加者の増加と大会認知度向上を図るため、今年度より募集対象を市内在住、在勤、在学から、市外在住にも拡大をしたところです。

参加者が増加した場合、スケジュールや運営面も必要に応じて改善していきたいと考えております。

以上です。

- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 実際に自分が昨年参加した際の1件なんですけど、まず、開催時期の懸念がないかなと思うんです。冬場、インフルエンザ等の感染症が警戒される時期の開催となってしまっていて、やはりゲーム機のコントローラーって、直接、手に触れます。どうしても使い回しになってしまうので、小学生のお子さんとか、今後、感染症対策としてアルコール消毒の設置数増やすとか、昨年ちょっと見受けられなかったんで、選手交代の際にきちんと全部消毒を行うといった、こういう改善のお考えがあるか伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 貴重な御意見ありがとうございます。  
今年度については、そういった消毒の対応して、また開催時期については来年度ですんで、ちょっとまだ余裕がありますんで検討してみたいと思います。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 もう一点、会場がマルシン・クリスタルアージュ大ホール2階となっていて、大きなモニターで試合観戦ができるようになってます。  
これ参加したところ、本当にさながらスポーツ観戦してるようで、子どもたち、もちろんのこと、見守る保護者の方も大変盛り上がった様子でございました。大会も、午後、お昼からの開催なんで、飲食ができたとか、軽食のバザー等がもしあったらいいのかなと簡単に考えてしまっているんですが、この大会中のみ、あそこのフロア飲食を可とするとかの対応難しいのか、可能なのか、伺いたいなと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。
- 猪 掛 教 育 長 マルシン・クリスタルアージュの大ホールを使ってということなんですけども、現在のところ、中では飲食禁止というふうになっております。  
その辺のところ、原則、基本はそういうところありますので、現状では難しいかなというふうに考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 もう一点、参加されてた子どもたちから、実際に市長もおっしゃったとおり、もっと別のゲームでもやってみたいという声がありました。  
今後、eスポーツ大会の拡大ですとか、対象のゲームソフトを増やす考えとかがもしあれば伺いたいなと思います。
- 石 飛 議 長 藤本市長。

- 藤本市長　このゲームの選定については、著作権の関係で、公のものがやる場合はこのゲームしかできないとかいうのがあって、民間がやる場合はいろんなものができるというのが決まりがあるみたいなんですよね。  
その中で、今、選定されたのが先ほどのボンバーマンR2ですんで、そのほかのゲームがあるかというのは、ちょっとまた担当のほうから検討させてもらいたいと思います。  
以上です。
- 石飛議長　以上で答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員　おっしゃるとおり、特に任天堂さんの場合、自治体が主催となる大会には、スマッシュブラザーズのスプラトゥーンだの、マリオカートだの、こういうメジャーなソフトの利用許可に制限がある状態で、ガイドライン上ちょっと難しいんじゃないかというふうには伺っております。  
一方で、先ほどあったフレイル予防とか、健康促進のために開催する場合でしたら、リングフィットアドベンチャーとか、Nintendo Switch Sports、先ほど利用されているソフトを利用した大会は開催できるようなんです。  
例えば、高齢者と若者が世代間の交流というのもあって、2人1組でペアを組んで行うような交流大会とかがもしできれば、フレイル予防などに加えて、こういう交流促進にもつながっていく、参加人数も拡大していくイベントになるんじゃないかなと素人ながら考えるんですが、もし既にそういったのを検討されていたり、あるいは実行までにちょっと難しい事情とか課題があったりすれば、経緯のあたりを伺いたいと思います。
- 石飛議長　答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長　新たな提案をいただいたということで、ちょっと検討は入ってみたいと思います。  
フレイルにかけるとか、世代間での交流いうところに、多分、説明の仕方とか、テクニックのところまでクリアできるのかなと今感じましたので、その辺ちょっと対応してみたいと思います。  
以上です。
- 石飛議長　以上で答弁を終わります。  
益田議員。
- 益田議員　おっしゃるとおり、ボンバーマンのままでもシニアの世代の部を設けても集まってくれるかということ、また難しいのかなと思いますので、どうしても指先での細かい操作というよりは、体を動かすスポーツ感覚のイベントだったり、健康増進イベントだと、高齢者世代の参加を促しやすいと考えたんですが、もう一点だけ、別角度として、例えばeフットボール、昔で言うウイニングイレブンってサッカーゲームあるんですけ

ども、これは我が市にゆかりのあるサンフレッチェ広島が収録されているサッカーゲームとなっています。

プレステ系の据置機以外にも、スマホのアプリで遊ぶこともできますので、例えばユースとかジュニアユースの子たちとの、今後、交流大会ですとか、道の駅三矢の里あきたかたでパブリックビューイングのモニターとか使って、あそこだったらキッチンカーも土日出てますんで、本当のサッカー観戦のような状況をつくって独自性のあるイベントができたりするのかなと考えます。

昨年のeスポーツ大会、中学生・高校生年代のここの参加者少ない状況というのもある中で、ゲームソフトの課題クリアするとともに、自分のスマホを持つてる層とか、本格的なサッカーゲーム全力で楽しめる層というのは、どちらかという、小学生年代よりも、この中高生の年代とマッチングするんじゃないかなと思いますんで、質問に入りますが、道の駅等、市のほかの施設でのサンフレッチェを絡めた新たなeスポーツ大会を開催すること可能でしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
今の時点では、そういったところまでの持合わせはしてないと思います。担当のほうも今日聞いてると思いますんで、一つ新たな取組としてそこが可能かどうかというものを、前半の質問でちょっと頭がついていかなきゃなという部分が大きかったんですけども、そういったところを担当のほうとしっかり対応していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、関係人口の増加を狙っていく、相乗効果が狙えればと思うので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいなと思うわけなんですけど、最後に僭越ながら、私、昨年のeスポーツ大会にて準優勝をさせていただきました。今年も参加エントリーさせていただいたんですが、最後に、現在、安芸高田市で2番目にボンバーマンの強い男として市長に伺うんですが、今年の大会の12月20日日開催とのことなんですが、市長のほうは御都合はいかがでしょうか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 行ってやろうと思っていたんですが、ちょっと他の公務と重なったと記憶しておりますんで、もし間違いだったら参加したいと思いますが、多分、締切りがもう終わったのかなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益田議員　こちらは本日の17時まで、夕方5時までエントリー受付中だそうですので、これ中継見られてる方も、ぜひ市外からでも御応募いただきまして盛り上がる大会になることを願いつつ、次の質問に移らせていただきたいと思います。

○石飛議長　質問の途中ですが、おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため、4時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時13分 休憩

午後4時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長　休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
引き続き、益田議員の一般質問をお願いいたします。  
益田議員。

○益田議員　次の質問に移ります。  
大枠3番で、第4次安芸高田市職員定員適正化計画について伺います。  
(1)番で、2024年度までの、計画に対する進捗を伺います。

○石飛議長　答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤本市長　お答えいたします。  
2019年3月に策定しました第4次安芸高田市定員適正化計画は本年で7年目となっています。この計画に基づき、職員の定員管理を行ってまいりましたが、2024年度及び2025年度期首では計画を下回る職員数となりました。

要因としては、本年9月の定例会でも答弁しておりますけども、労働人口の減少に伴う転職市場の活性化や、賃金水準が高い官公庁等へ転職希望が要因となり、若年層の退職や採用自体が少じていると分析しております。

以上です。

○石飛議長　答弁を終わります。  
益田議員。

○益田議員　(2)に移ります。  
2025年11月の全員協で、2028年までに現在5つある支所を各町の文化センターに統合する見通しであるというふうに報告がございました。  
本日の一般質問でもありましたとおり、支所に関わる職員数、会計年度職員も含めると現在50名から30名まで減少する見込みであって、正規雇用の職員数だけで見ても、現状から8名減少の見込みとのことでした。このままの推移で、かつ、定年等による自然退職等も考慮すると、28年度の最終着地が計画より雇用人数、今も進捗下回っているということで、減少するのじゃないかと想定するんですが、ここの見解を伺います。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 現在、第5次定員適正化計画の策定に着手をしております。  
本計画においては、議員御指摘のとおり、支所機能の見直しを踏まえるとともに、DX推進に必要な体制の確保、職員の定年延長や退職等の見通しを丁寧に検証し、本市が進める様々な事業を着実に遂行できる人員体制を維持・確保に資する計画を策定していきたいと考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 (3) 番に移ります。  
適正化計画の策定以降、議会事務局職員数の増減があれば伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 2019年3月に策定をしました第4次安芸高田市職員定員適正化計画の期間中に増減はありません。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 現在の本市議会で6月定例会において、議会改革特別委員会を立ち上げまして、定数・報酬について検討を重ねております。  
現在の所属委員の所見としては、定数・報酬についても、どう基準を引くべきかの議論が交わされております。  
選挙の無作為アンケートを実施するとともに、新しい取組として市民の皆様との意見公聴会、明後日12月14日に実施予定となっておりますが、しかしながら、改革特別委員会の裁量というのは、議員定数、議員報酬にとどまるために、議会事務局の職員数については正直一切関わることはできないというのが実情なんです、この議会事務局の職員数について、今後の展望があれば伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 職員の定数管理については、第4次の安芸高田市定員適正化計画により上限を定め、持続可能な安芸高田市を目指し、進めるべき事業内容や業務量等に応じた執行体制を勘案し、適切な配置に努めているところで。  
御質問の議会事務局職員数についても、市全体の職員配置の適正化と職員全体のバランスを踏まえながら、今後も適切に人員配置を行いたいと考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益田議員 おっしゃるとおりで、厳しい財源の中で、市長部局と対極とも言える議会事務局ですんで、正直、人手をたくさん増やしますとか、敵に塩をたくさん送りますというような答弁はできかねることは重々承知しているんですが、その上で市民アンケートの現状は、所属委員全員が、改革の委員全員が定数を減らすべきではという方針を出しているところです。

もちろん、今後、変更になる可能性もあると思うんですが、仮に定数減となった場合に、議会事務局の作業量として、じゃあ、何か減っていくんだらうかと考えてみたんですが、委員会構成の変更がなければ会議の数も変更なく、会議録作成もAI導入を既にさせているんですが、やっぱり最後はどうしても人力でチェックせにゃいけんというところで、その一方で、やれ、じゃあ、見える化を進めようじゃの、議員会の討議提案しようじゃの、あれこれ、やかましく提案してくる黒いシャツ着た議員もおるわけですよ。この対応、すごい事務局さんは大変なんだと思うんです。

議員が減ろうが、議会としての機能低下を招いてはいけませんから、当然、事務局の負担はさして変わらない中で、さらに言うと落ち着いてきたとはいえ、この安芸高田市議会というのは、まだいまだ注目されていると思います。

同じような人口動態とか、議員定数の自治体と比較しても、多くの御意見、御指摘、御連絡等もまだ多いということは疑う余地もないと思います。

もちろん、当事者たる議員が常に自己研鑽等に努めるのはもちろんなんですが、議会事務局の増員というのは、ある種、今の状況を鑑みるとちょっと必須じゃないかなと考えるんですが、改めて市長の所見を伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 特に執行部が議会を敵視してる感覚では進めておりません。

その中で、本当に適正な人員の確保というのは、それは議会事務局長がいますんで、そちらとの情報も共有しながら、必要であればそれは増員も必要なんでしょうし、その辺のしっかりと連携を取りながら、トータルとしての職員ですので、議会事務局も執行部も含めて考えていきたいと思っています。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

益田議員。

○益田議員 おっしゃるとおりで、あくまで市役所職員としての全体の規模というのは伺えるんですが、あくまでも、仮に議員が2名減った場合、ざっくり人件費部分から1,000万程度は最低でも削減できるんじゃないかなと想定してまして、そうしたときに併せて議員報酬をどうするかということ

ころも、また委員の中で意見分かれているところなんですけど、仮に、もし報酬今のままで据置き、定数が2名減った場合には1,000万浮いている状況にあるわけですから、こういった状況にもしなれば、議会事務局の人員を増やすというのは、ある種、検討していただきやすい状況になるのかなとも考えるんですが、仮定の話で結構ですので、改めて、もう一度伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 今時点の私の認識では、議員定数が減ったから職員を減らすということまで至っておりません。  
逆に増やすということまでには至ってませんが、減らすということは思っておりません。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 少し別角度から提案してみたいんですが、全国的にはSNSとか動画配信等を通じて、自治体の魅力情報発信を担う広報デジタル担当の地域おこし協力隊の事例が多数見られると思います。

うちもインスタの職員さんいらっしゃいましたし、本市においても議会広報以外での市政の見える化を活性化する効果ですとか、議会全体のDX推進を促すことを主なミッションとする地域おこし協力隊を試験的に1名程度受け入れてみてはどうかと考えます。

もちろん、協力隊推進要綱での内部管理業務のみというのは、地域協力活動の対象外とするような方向性を示されておりますので、よりクリエイティブな部分といいますか、議会の新しい広報だったり、市民への情報発信、議会活動の見える化は地域課題であると、地域の活性化や市政の参加促進に資する地域協力活動として位置づける必要があると思うんですが、協力隊を議会事務局にというのは、なかなか先例のない話かもしれませんが、先に出てくるようなDXの推進課ですとか、その辺り、市役所全体での横断的のところも含めて、もしかしたら将来の議員の成り手候補が外から来てくれるかもしれませんし、その辺り協力隊が何かしら議会事務局側にも業務とかで関わられる可能性はないかどうか、最後、所見を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 御提案いただいた件については、考えてみる余地はあるかなと思います。

今夜寝られなくなっちゃったら悪いんで、あんまり深くは言いませんけども、そういった人員の確保というのもあるのかなということもありますし、DXを推進する中で組織を新年度から立ち上げます。

そういった中で、議会も含めて当然考えていくようになると思います  
んで、その辺でまた併せて考えていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 お考えはよく分かりました。

しっかり寝て、明後日の12月14日の意見公聴会で、また市民の皆様と  
もいろいろ相談してみたいと思います。

続いて杵4番に移ります。

各SNSの運用目標のKPI設定について伺いたいと思います。

同じく11月の全員協で、第3次総合計画のうち、基本計画案の報告が  
されました。現状の市の課題としては、広報誌、ホームページ及びSNS  
等による発信を行っているものの、十分に届いておらず、発信内容や  
方法を工夫し、市民一人一人に必要な情報を届ける改善が必要とありま  
す。主要取組として、デジタルを活用したプラットフォーム構築、市民  
の意見や満足度を的確に把握・分析することで、取組の改善と行政運営  
の質向上につなげるとあります。

記載のあるとおり、先ほどもありましたが、発信だけにとどまらず、  
工夫し、実行し、振り返り、分析し改善に努める、このPDCAサイク  
ルを回すことが重要だと思うんですが、(1)番です、本市のSNSに  
おいて、市公式Xの来年度以降に向けた具体的な運用目標があれば伺い  
ます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市の公式Xについては、行政情報や災害情報、イベント情報など、行  
政として発信すべき情報を適宜・適切に発信していくというのが使命だ  
と思っております。よって、漏れのない情報発信に努めていくというの  
が目標であります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、Xは災害時の情報発信のほか、リアルタイムでの  
通知や対外的な発信を想定した媒体だと思います。そうしたときに重要  
視する指標として、インプレッション、表示回数ですとか、エンゲージ  
メント率という反応割合、こういった指標のほうも重要じゃないかと考  
えるんですが、この辺り具体的な数値での市のほうで今後の展望やビジ  
ョンあれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

- 新谷総務部長 現在、Xなんですけれども、アナリティクスが有料のため、情報の分析がちょっとできない状況となっております。  
数値的な指標としては、現在、フォロワー数のほうを指標とするように考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 続いて (2) に移ります。  
市公式のフェイスブックも、同じく具体的な運用目標あれば伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 先ほどの答弁と同じになります。  
基本的にXで発信する情報は、フェイスブックでも同様に発信をしてまいりたいと考えております。具体的な数値目標についてなんですけれども、こちらのほうもフォロワー数を目標としていきたいと考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 フェイスブックにイベント機能ありまして、イベント機能というのが行事ごとに専用ページをつくって、開催情報とか申込み情報を確認できるような仕組みです。  
市民がワンクリックで参加表明したり、興味ありというボタン押せるので、参加見込人数等が事前に配布把握しやすくなったりするものなんです。こういったイベント機能の活用を考えられていたりとか、また既に取り組みされているものがあつたりとかすれば伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 現在、イベント機能については活用していない状況です。議員おっしゃられたイベント機能について研究してまいりたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。
- 益 田 議 員 (3) 番です。  
インスタについても、同じく具体的な運用目標あれば伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。
- 新谷総務部長 市公式インスタグラムについては、地域おこし協力隊によって運営をしておりましたが、来年度は民間の力を活用することを検討しております。  
市内外に向け、市の魅力を発信できるように改善してまいりたいと思います。  
こちらのインスタのK P I 目標につきましても、フォロワー数を、今、

検討しております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 民間の力を借りるというところで、もう少し詳しく、お伺いできれば  
なと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 今、現在検討中なのですが、民間のほうから月1回来ていただいて、  
インスタ、SNS全般なんですけれども、御指導等、計画等、戦略的な  
広報発信に向けて努めていくような形の運用形態を取りたいと考えてお  
ります。

まだ、具体的に決まっておらず、来年度すぐに実施できるかど  
うかというのも定かではないんですけれども、そのような形を検討して  
おります。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (4)に移ります。

市公式LINEも同じく、具体的な運用目標あれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 市公式LINEにつきましては、LINEは多くの市民が利用してい  
るプラットフォームであることから、今後も機能を増やして市民と行政  
がつながる身近なツールとして、より多くの市民に登録していただける  
よう努めてまいりたいと思っております。

KPIにつきましては総合計画にもありますように、LINEの友達  
登録者数を、今、検討しております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 LINEアプリについて、おっしゃるとおり、総合計画案の中にもK  
P I の指標として友達登録者数あったかと思えます。現行の9,000人弱  
から1万4,000人を目指すとのことで、LINEはXとかインスタグラム  
と違って、登録者以外のところに頻繁にお勧めめで出ていたりとか、  
そういう機能があまりないので、そういった意味でも、絶対的な配信数、  
母数を増やすという意味でも登録者数が重要になるということは理解が  
できます。

一方で、ある程度のところで、どうしても普及率というか頭打ちにな  
ることも予想されますので、今後、例えば、そのメッセージの開封率、  
どのくらい読まれているかという既読率ですとか、チャットボットの機  
能、ボタンを押して、どうこう返ってくる利用回数の集計分析とか、単  
純にもう送るだけにとどまらずに、どの程度、それが実際に見られてい

るのかとか、実際にボタン機能をどのぐらい活用されているかという数値目標とかしても重要なのかなと考えるんですが、本市の考え方をいま一度伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
新谷総務部長。

○新谷総務部長 議員おっしゃられる、メッセージを開封した開封率等、大変有効だと考えます。

しかしながら、セールスフォース上で把握できないような仕様となっておりますので、今後、またちょっとそちらのほうは研究していきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 今、その把握できない仕様ということで、これシステム改修とか、そういうのがもう必要になってしまうレベルで認識してよろしいのでしょうか。

○石 飛 議 長 新谷総務部長。

○新谷総務部長 申し訳ございません。

システムの改修が必要かどうかというところは、ちょっと、今、承知をしておりますので、こちらのほうは、今、答弁のほうは難しいかと思えます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
益田議員。

○益 田 議 員 (5) 番に移ります。

市公式ユーチューブの来年度以降に向けた具体的な運用目標あれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 新谷総務部長。

○新谷総務部長 市公式ユーチューブでは、定例記者会見や広報誌と連動した動画、ふるさと納税返礼品の紹介動画などを掲載しております。今後も市民に役立つ情報や、市外の方への魅力発信などに活用していきたいと考えております。

ユーチューブのKPIにつきましては、今、ちょっと検討している段階なんですけれども、本市の状況を踏まえると、画一的に数値目標を設定することがちょっと難しいかなというふうに考えております。

まずは現在の分析を丁寧に行って、どの指標が本市にとって妥当であり、効果的な行政情報の周知につながるかを慎重に検討する必要があると考えております。

そのため、ユーチューブのフォロワー数ではなくって、再生回数であるとかを固定的に設定するのではなくて、動画の種類や目的、視聴者の属性なども踏まえた形で評価できるようなKPIを検討していく必要があるかなというふうに考えています。

例えば、関心の高いテーマとか、情報ニーズの強い分野を明らかにするために、再生回数を種類別に指標化するようなものが必要なのかなというふうに考えています。ちょっと、今、まだ、これといったところが回答できない状況です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、ユーチューブの現状を考えますと、もう一旦上がりきってしまったものと捉えていますので、ほかのSNS媒体と比べて、これ以上登録者を伸ばすという方針は確かに難しいんだろうとお察しします。

いかにして登録者の減少を逆に緩やかにしていくんかとか、その上で前向きなポジティブな発信コンテンツをどれだけ増やしていけるのかというのが鍵を握ると思います。

そうした中で、コンテンツ作成数とか、内部での動画の本数、ショート動画の本数だったりとか、こういったものがKPIに入ってくると、まだ成果というよりは達成度としてのところが書かれるんじゃないかなと思うんですが、その辺り、また考えがあれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 新谷総務部長。

○新谷総務部長 いいKPIをいただきましたので、研究していきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ユーチューブとして撮るんで恒例になりつつあるんですが、益田しつこいで、やっぱり、いま一度質問させていただきたいんですけども、例えば先の試食グランプリのショート動画とかでもいいです、批判の少なそうな動画を絞ってでも結構です、すばらしい動画いっぱい上がってると思うんですよ、政治関連なく本当にいい動画を頑張ってつくられてると思っています。動画のコメント欄、試験的に開けてみるお考えまだございませんか、伺います。

○石 飛 議 長 藤本市長。

○藤 本 市 長 考えてみます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 別の角度です。今年の生徒議会で、吉田中学校の生徒から吉田町のお祭りの参加者の減少があるんだと、若い世代に届くように情報発信の在り方について質問がありました。

市長は市公式SNSとかユーチューブを活用して継続的な発信の必要性ですとか、既存のPR動画の見直し、更新を検討する旨、答弁されておりました。パフォーマンスじゃないという言葉どおり、すごく有益な

意見だったと思いますし、僕自身もせっかく母校の後輩がすばらしい質問してましたんで、それに乗っかる形でのちょっと提案なんですけど、単に動画のつくり替えするのもすばらしいと思うんですけど、ただ、労力がかかります、市で全部動画作成やってしまうにも、いつか限界きてしまうんだろうと思いますし、アップデートもどこまでできるかなというところで、コンテンツの作成数とかも1個指標にもし上がってくるのであれば、ある種、そこに市民参画を促してもいいんじゃないかなと思うわけです。

これ祭りやイベントに限らず、例えば市のスポーツクラブの団員募集の動画だったりとか、市民団体のPR動画とか、コンテンツをわざわざつくらなくても、今はショート動画程度だったら素人さんでもなかなかのクオリティの動画をつくれる時代です。各地の祭りの実行委員さんがインスタグラム等ですごい凝った動画で告知を打たれてるのとか、度々、目にしてすごいなと思っています。

市民が自らが撮影・編集した動画を募集して、あくまで市の中で最後は選定があるんでしょうけど、週1回で来られる方に、それを選定をお願いするとか、公式ユーチューブで発信するこの市民参加型の動画投稿窓口のようなものを発展拡大させていくようなお考えないか伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

御提案ありがとうございます。

そういった運用ができるかどうかを含めて、検討はしてみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員

次の大枠5番に移ります。

安芸高田市観光振興計画について伺います。

本市では、2015年から2019年まで、第2次安芸高田市観光振興計画策定されておりました。

議場での過去の答弁を振り返りますと、令和元年第2回定例会、当時の玉重議員の一般質問にて、総合計画は2015年から10年間で、第2次観光振興計画は2015年から2019年までで、今年が最終年度となるが後期の計画、今後どのように展開するかという質問に対して、当時の浜田市長より、計画の中で目標指標の設定や施策ごとに実施時期や数値目標等を掲げていると、目標達成に向け評価・検証を行うとともに、市全体の観光振興、観光客数、地域活性化につなげていくこととしていると。計画・検証に当たっては、市と民間団体等で構成する観光振興計画策定委員会により行うこととしていると答弁ございました。

その後、令和6年第3回定例会に児玉議員の、同僚議員の一般質問にて、第2次観光振興計画、2019年以降策定がないんだがと、計画が立案され

てない理由と今後の必要性を伺うと質問に対して、市長より、観光振興計画は19年度で終了し、その後の策定をしていないが、この間、第2次総合計画に準じて取組を行っている。第3次計画を立案しない理由は、コロナ禍による観光業の衰退と社会情勢に大きな変化が生じたことに起因しており、今後は個別計画を立案せず、策定予定の第3次総合計画に準じて、毛利元就、神楽、また既存の観光施設を中心として、本市の観光、文化、経済の発展につながるよう推進をしたいという答弁がございました。

(1) 番です。第2次観光振興計画終了したことについては、こちらで理解できたんですが、あわせて観光振興計画策定委員会については、現在、どのような状況にあるのかを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在、安芸高田市観光振興計画策定委員会ですが、この委員会は観光振興計画を立案・策定する目的で設置し、有識者、関係団体、関係部課で構成された委員会です。

よって、第2次観光振興計画策定後の招集はないという状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 これ浜田市長の答弁で計画・検証は策定委員会が行うとあったんですが、これまでの間の、検証は、どこが対応して行っていたのか、あるいは、検証自体行われていなかったのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 今回の委員会なんですけれども、平成の27年にできて、観光計画できるときに、委員の任期については28年の3月31日までとなっております、それ以降、ちょっと招集がされてない、先ほど市長の答弁と一緒にございます。

今は関係団体でございますけれども、商工会とか、ふるさと応援の会とか、そういったメンバーが入っております。

場所によって話をするという事はなかったんですけども、委員会として、当然、関わりのあるところでございますので、そちらのほうからいろいろ話はそれぞれ承って反映をしているところでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 (2)に移ります。

同日、同じ議場で児玉議員より、総合計画では、当然、目標を挙げら

れていると。広島市の変化、特に駅の周辺やサッカードーム、野球場、中四国を見ても広島県のみで、あるいは外国人の集客なども見込んでいくとすると、観光の計画を立てれば、観光客数が増えるんじゃないかと。観光消費額を増やそうと思えば、総合計画のみでなく、もう少し詳しい計画があったほうがいいのではという質問に対して、藤本市長より、おっしゃるとおりで、細かいものも必要という思いもある。参考にしつつ、もう少し考えていきたいという答弁がございました。

この検討結果について、いま一度伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

市長就任後1年4か月たってきました。いろんな観光を見てきましたけれども、やはり、これは必要という思いに至りました。

検討結果、観光振興計画について、来年度策定するように予算要求を行います。

来年度コンサルを入れて観光計画をつくり実行していきたい、策定に向けていきたいと思えます。

また、当市観光協会が解散しております。いろんな観光資源があるんですけども、横串の組織がない、ばらばらの観光が、今、展開されていると思えますので、このような状況では、関係人口を増やす、そういった意味での観光に力を入れていくということはちょっと難しいと思えますので、そういった組織、何か観光協会を立ち上げるという意味ではないんですけども、それに代わるものがないか、民間の力を活用してできるものがないかというのを併せて検討に入りたいと思っております。

担当課のほうには指示をしております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員

振興計画を策定する方向で進めるということで、力強い答弁いただきました。

ちょっと予想外で今ちょっと困ってるんですが、ざっくり、おおむね、どれくらいの予算がかかるような想定なのか、もし可能な範囲で、概算でいいです、分かればお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

結構なものをつくると、やっぱり600万700万ぐらいはかかるかと思えます。

そういったところをうまく利用すれば、もうちょっと安価にできるんじゃないかということも含めて、今、担当のほうで研究してもらってますので、予算要求どのようになるかは、ちょっと、今、まだ締めてませんけども、それなりの金額でお願いをするようになろうと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、策定に五、六百万かかるというものだと、安易にすぐやりましようというのも賛同しかねるものもあります。

やっぱり無駄なものとなるものに投資するわけにはいきませんので、ただ、改めて、第2次の観光振興計画を見てみますと、目標値が結構数値マターで表されていたり、具体的な施策例というのが、かなり細かく書いてありました。

具体的には、28ページ、7番の毛利等を活用した観光振興の欄には、先ほど来、質問した姉妹都市である防府市との連携や友好イベントですとか、三矢の訓協定に基づいた三原市、北広島の連携イベントの実施ですとか、こういった詳細まで書いてあるものです。

さすがにeスポーツ辺りは一昔前の計画なんで書かれてはなかったですが、それでもSNSの欄では、当時から、以前のツイッターでしょうか、500いいねの獲得とか、フォロワー2,000人といった、かわいらしい具体的な数値が書いてありましたんで、こういったものがあってこそ、今の安芸高田市につながっているところ必ずあると思います。

費用かかった策定の分、例えば100万200万かかったとしても、詳細まで計画を練って、きちんと、都度、PDCAサイクルを回して、1,000万2,000万稼ぐつもりでつくるんですという気概を、力強い言葉が聞いてみたいなというふうに期待をしているんですが、その辺り、再度、市長のお考えを伺って一般質問を終わりたいと思いますが、御答弁いただけますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 これからの安芸高田市、持続可能なまちにするには、やはり関係人口の増加というのがあります。そういった意味では、この観光資源、今、毛利、サンフレ、神楽、この3つの柱がありますけども、こういったものをしっかりと連携するような観光計画を、しっかりと進行計画を立てて巻き返しを図りたいというふうに思っております。

当初設計には、やはり予算がかかります。その予算以上のものを持ってくるだけ、実現できるようにやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 よく寝れそうですので、これで益田一磨の一般質問を終わりたいと思います。

○石 飛 議 長 以上で、益田議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は12月15日午前10時に再開いたします。  
本日はこれにて散会いたします。



午後4時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員